

男女が支えあい、いきいきと暮らせる
まちをめざして

津市男女共同参画 基本計画

平成20年7月

津 市

男女が支え合い、いきいきと暮らせるまちをめざして



わが国は、少子高齢化社会の進行や人口減少社会の到来、これに伴う財政の深刻化、さらには地方分権の進展など、大きな変革の時代を迎えています。こうした社会情勢の急激な変化に対応するため、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

このような状況の中、本市では、平成19年3月に「男女共同参画都市」を宣言し、「津市男女共同参画推進条例」を施行して、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。同条例の基本理念のもと、男女共同参画の総合的・計画的な推進を図るため、このたび、「津市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

この計画は、最近の国や三重県の動向、市民意識調査の結果を踏まえつつ、さまざまな課題に対応するため、7つの基本目標を掲げて、それぞれの目標ごとに施策の方向と各種施策を定めたものです。

今後、この計画をより実効性のあるものとし、男女が支え合い、いきいきと暮らせる「津市」を築くためには、市民・事業者の皆さまと行政とが一体となって施策を推進していくことが必要と考えておりますので、皆さまのご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、この計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました津市男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ多くの方々に、ご指導ご協力をいただきましたことを心から厚くお礼申し上げます。

平成20年7月

津市長 松田直久

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の基本理念	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3

第2章 計画策定の背景

1 世界の動き	6
2 日本の動き	6
3 三重県の動き	7
4 津市の取組状況	8

第3章 計画の基本目標と体系

1 計画の基本目標	1 2
2 計画の体系図	1 3
3 計画の内容	
基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の高揚に向けた啓発	1 4
基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における男女共同参画	1 9
基本目標Ⅲ 教育・学習の機会及び場における男女共同参画	2 6
基本目標Ⅳ 働く機会及び場における男女共同参画	3 1
基本目標Ⅴ 地域・家庭における男女共同参画	3 9
基本目標Ⅵ あらゆる暴力等の防止	5 0
基本目標Ⅶ 生涯を通じた心身の健康づくり	5 6

第4章 計画の進め方

1 男女共同参画推進体制の充実	6 4
2 市民及び男女共同参画推進団体との協働による推進	6 4

第5章 基本計画期間中の目標の設定 6 6

◆参考資料◆

❖津市男女共同参画審議会委員名簿	7 4
❖津市男女共同参画基本計画策定経過	7 5
❖津市男女共同参画都市宣言	7 6
❖津市男女共同参画推進条例	7 7
❖男女共同参画社会基本法	8 3
❖男女共同参画に関する国内外のあゆみ	8 8
❖用語解説	9 0

第1章

計画の基本的な考え方

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

津市では、平成19年3月に男女共同参画都市を宣言し、同月30日津市男女共同参画推進条例を施行、男女が互いに支え合い、さまざまな活動に参画し、いきいきと暮らせるまち「津」をめざして、各種事業を実施しています。

しかし、これら積極的な取組が行われる一方、平成19年7月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、家庭や職場、地域などで男女の参画度合に差があると感じる人が多いという結果が出ています。このことは、行動や役割を性別だけによって固定的にとらえたり考えたりする固定的な性別役割分担意識などが要因となっているものと思われます。

また、現在わが国では少子高齢化が急激に進み、社会基盤そのものの存続が危惧されており、社会経済状況の変化に対応できるまちづくりが急務とされています。

こうしたさまざまな課題を解決し、津市男女共同参画推進条例の基本理念のもと、本市が市民及び事業者と協力・連携して男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、その方向を示すものとして、基本計画を策定するものです。

2 計画の基本理念

本基本計画は、津市男女共同参画推進条例に明記されている次の四つの基本理念を踏まえています。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。
- (3) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。

3 計画の位置づけ

- (1) 本基本計画は、津市男女共同参画推進条例第8条に定める基本計画並びに男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (2) 本基本計画は、本市の最上位計画としての「津市総合計画」との整合性を図っています。また、本市が策定した他の計画と連携しながら機能します。

4 計画の期間

本基本計画の期間は、平成20年度から平成24年度までとします。
ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。



第2章

計画策定の背景

第2章

計画策定の背景

1 世界の動き

1975年（昭和50年）国連は、この年を「国際婦人年」と定め、各国がとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」を採択、女性の自立と地位向上をめざして世界的行動を行うことを宣言しました。そして、1976年（昭和51年）からの10年間を、世界的規模で女性の地位向上をめざすための「国連婦人の10年」として活動を開始しました。

1979年（昭和54年）に採択した「※女子差別撤廃条約」では、固定的性別役割分担意識を撤廃していかなければならないという考えを示しました。

1995年（平成7年）に第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」では、あらゆる場面において、性による差別を実効的に撤去することを求め、行動綱領により女性の権利を人権として確認するとともに、貧困、教育、健康等12の重要分野において西暦2000年までに各国が取り組むべき優先的課題を示しました。

国際婦人年から30年、北京宣言から10年の2005年（平成17年）に開催された第49回国連婦人の地位委員会では、北京宣言と行動綱領の全面的履行の必要性を再確認し、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求め、世界の男女共同参画は新たな未来に向かって展開されています。

2 日本の動き

わが国においては、昭和21年（1946年）に制定された日本国憲法が、その第13条及び14条で、すべての国民が法の下に平等で自由であり、個人として尊重されることをうたいました。これを受けて、すべての国民が性別、信条、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されることのない社会の実現に向けた取組が進められてきました。

昭和50年（1975年）、世界の動きを踏まえ、婦人問題企画推進本部を設置、昭和52年（1977年）には、「国内行動計画」が策定され、総合的な取組が始まりました。

昭和60年（1985年）雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を求める「※男女雇用機会均等法」を公布し、続いて「女子差別撤廃条約」を批准しました。

また、昭和62年（1987年）「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定、平成3年（1991年）には、「新国内行動計画（第一次改定）」へと改定し、21世紀の社会

は、男女が共同して参画することが不可欠であるという基本的認識のもと、総合目標を「共同参加」から「共同参画」にするとともに、改めて中・長期両面の女性に関する施策を示しました。

平成8年（1996年）には、「男女共同参画2000年プラン」を策定し、施策の基本方向と具体的な施策の内容を示しました。また、平成11年（1999年）には男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」を制定しました。そして、「男女共同参画基本計画（第1次基本計画）」を平成12年（2000年）12月に策定し、平成17年（2005年）12月には、男女共同参画会議の答申を受け、この第1次基本計画を改定し、「男女共同参画基本計画（第2次基本計画）」を策定しました。この第2次基本計画には、男性も女性も人生の各段階において、仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発などを調和することができる、「ワーク・ライフ・バランス」を推進する取組や女性の再チャレンジ支援の充実、2020年までに社会の指導的立場に占める女性の割合を30%にすることなどが、盛り込まれています。

また、平成19年（2007年）4月に、性別による差別禁止の拡大等を定めた「改正男女雇用機会均等法」を施行、平成20年（2008年）には、パート労働者の待遇改善などをめざし、「※改正パートタイム労働法」も施行されています。

3 三重県の動き

昭和54年（1979年）に、国の内外の動きを受け、行動計画である「三重県婦人対策の方向」を策定しました。昭和62年（1987年）には、「みえの第2次行動計画－アイリスプラン」を策定し、その行動計画に基づき、男女がともに集い、生き方を考える拠点として平成6年（1994年）三重県女性センター（現：三重県男女共同参画センター）を開館しました。平成7年（1995年）には「みえの男女共同参画推進プラン－アイリス21」を策定し、男女共同参画の推進に向け、総合的な取組を進めてきました。

また、平成9年（1997年）に策定された県の総合計画「三重のくにつくり宣言」において男女共同参画社会の実現を重要施策の一つと位置付け、国の「男女共同参画社会基本法」を受け、平成12年（2000年）10月には、男女の人権尊重を基盤としつつ、社会システムとして男女共同参画社会の実現を目的とすることを明確にした「三重県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成14年（2002年）3月には、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための「三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。

そして、平成16年（2004年）3月に策定された県の総合計画「県民しあわせプラン」のもと、「文化力」と「新しい時代の公」の考え方を踏まえ、男女共同参画の推進に関する施策を一層推進していくため、平成19年（2007年）3月に基本計画の一部改訂を行い、さらに積極的な取組がなされています。

4 津市の取組状況

合併前の状況

旧津市においては、平成3年（1991年）女性の地位向上と男女共同参加型社会の実現をめざし、県下の先駆けとなる「津市婦人の行動計画」を策定、女性施策の総合的推進の第1歩を踏み出しました。平成7年（1995年）には全国で4番目という早い時期に「男女共同参画都市」を宣言し、平成8年（1996年）「アクションプログラム21ー津市男女共同参画プラン」を策定、女性施策の一層の充実を図りました。また、平成12年（2000年）「日本女性会議2000津」を開催、翌平成13年（2001年）には、この会議の開催をきっかけとして高まった男女共同参画に対する市民の熱い思いを受け、女性の政策・方針決定の場への参画の促進を図るため「津市女性議会」を開き、平成14年（2002年）4月に津市男女共同参画推進条例を施行、平成15年（2003年）3月に津市男女共同参画基本計画を策定しました。

また、女性会議開催の翌年から毎年、男女共同参画フォーラム（平成17年度は全国男女共同参画宣言都市サミット）を市民との協働で開催するなど、積極的に男女共同参画社会の実現に向けて諸施策を進めてきました。

旧久居市においては、平成13年（2001年）11月に「男女共同参画社会づくり講演会」を開催したのをはじめ、平成14年（2002年）3月に、久居市男女共同参画プランを策定、平成16年（2004年）4月には久居市男女共同参画推進条例を施行しました。

旧河芸町においては、平成6年度から毎年、「女性のつどい」（平成13年度からは「Men & Womenのつどい」）を開催してきました。

このように、合併前の10市町村それぞれにおいて、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

合併後の状況

平成18年1月1日の合併後には、新しい津市として男女共同参画が推進されるまちをめざし、平成19年（2007年）3月に男女共同参画都市を宣言し、同年3月30日には、津市男女共同参画推進条例を施行しました。

宣言及び条例の基本理念をもとに、旧市町村での取組も継承しながら、チャレンジ支援を目的としたパソコンセミナーの実施や公募した実行委員との協働による男女共同参画フォーラムの開催、男女共同参画情報紙「つばさ」の発行など、さらに積極的な取組を展開しています。

しかしながら、平成19年（2007年）7月に実施した市民意識調査では、家庭における家事、育児、介護は、そのほとんどを女性が担っており、家庭や職場、地域では男女平等が進捗していると感じる人は、男性で約22%、女性で約11%にとどまっているという結果が出ています。また、男性は、従来からの固定化された役割意識や長時間労働の中で、家庭や地域生活への参加がしにくい状況にあります。

このような課題を解決し、市民や事業者と行政とが一体となって男女共同参画が推進され、男女が支え合い、ともにいきいきと暮らせるまち「津」をめざして、基本となる計画を策定し、施策を総合的かつ計画的に進めていきます。



第3章

計画の基本目標と体系

第3章

計画の基本目標と体系

1 計画の基本目標

条例の基本理念を踏まえて、次の7つの基本目標を掲げて施策を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

- I 男女共同参画意識の高揚に向けた啓発
- II 政策・方針決定の場における男女共同参画
- III 教育・学習の機会及び場における男女共同参画
- IV 働く機会及び場における男女共同参画
- V 地域・家庭における男女共同参画
- VI あらゆる暴力等の防止
- VII 生涯を通じた心身の健康づくり

2 計画の体系図

(目標)

(基本目標)

(施策の方向)

男女共同参画社会の実現

I 男女共同参画意識の高揚に向けた啓発

- ①市民・事業者への男女共同参画意識の啓発の推進
- ②職場・学校・地域・家庭での男女共同参画意識の啓発の推進
- ③国や県、他自治体等と連携した啓発の推進
- ④国内外の男女共同参画に関する情報の発信

II 政策・方針決定の場における男女共同参画

- ①市の審議会等での男女共同参画の推進
- ②企業及び自治会等各種団体の方針決定の場における男女共同参画の促進
- ③市職員の男女共同参画の視点に立った登用

III 教育・学習の機会及び場における男女共同参画

- ①家庭における男女共同参画意識の醸成
- ②男女共同参画社会の実現に向けた学校教育等の推進
- ③男女共同参画社会の実現を支える生涯学習の推進

IV 働く機会及び場における男女共同参画

- ①仕事と家庭その他の活動との調和に向けた支援
- ②女性のチャレンジ支援
- ③あらゆる働く場における男女共同参画の促進
- ④育児・介護休業制度等の整備の促進と利用推進に向けた意識づくり

V 地域・家庭における男女共同参画

- ①地域における男女共同参画の促進
- ②家庭における男女共同参画の促進
- ③子育て・介護支援の充実
- ④一人親、高齢者及び障がい者家庭等への自立や生活の安定のための支援

VI あらゆる暴力等の防止

- ①ドメスティック・バイオレンス等の防止
- ②セクシュアル・ハラスメント等の防止
- ③相談・支援体制の整備と充実

VII 生涯を通じた心身の健康づくり

- ①生涯の各段階に応じた男女の健康への支援
- ②妊娠・出産期等の女性の健康支援
- ③相談・支援体制の整備と充実

3 計画の内容

基本目標

I

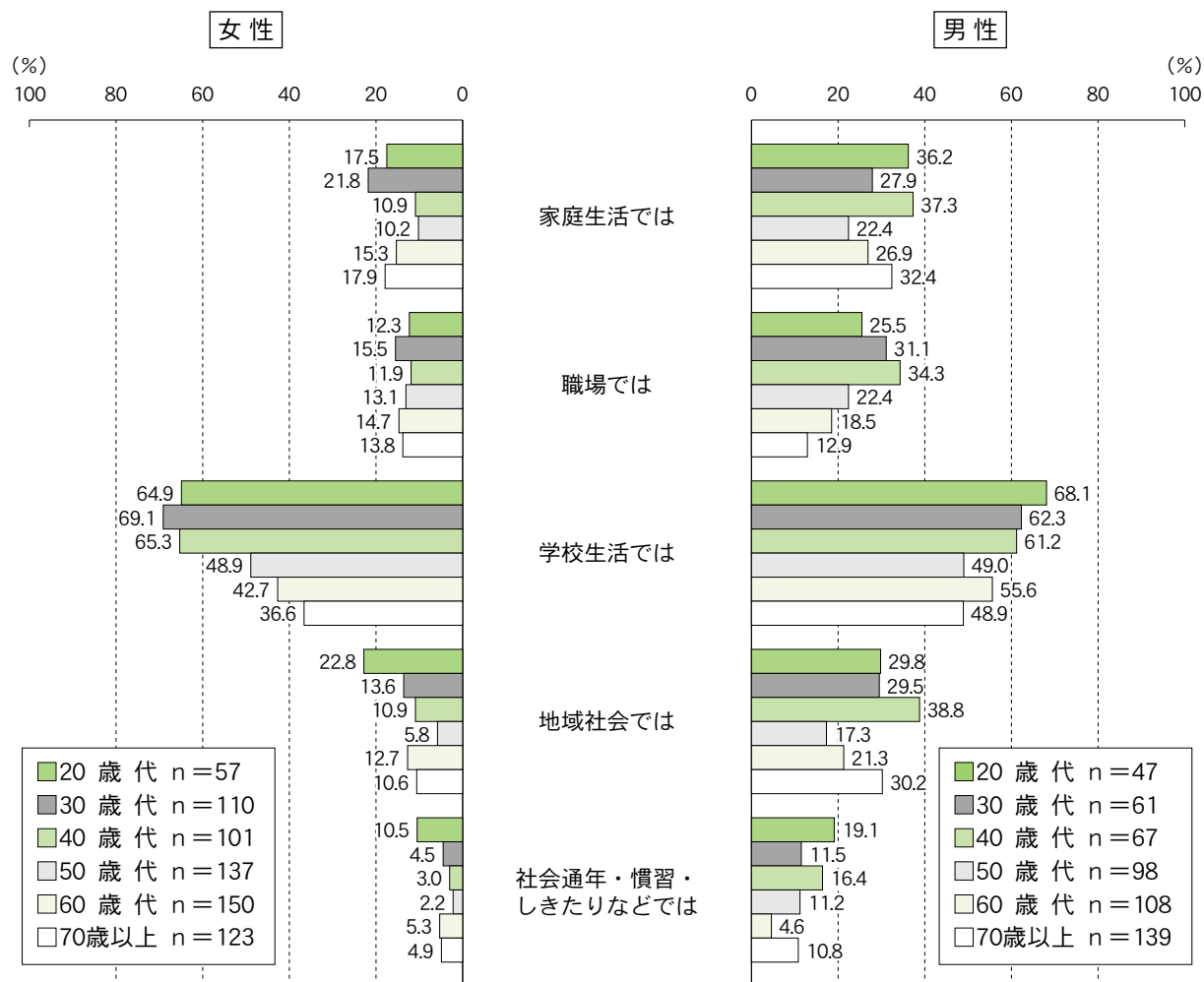
男女共同参画意識の高揚に向けた啓発

【現状と課題】

- 男女共同参画については、男女共同参画社会基本法をはじめ、関係法規や制度の整備が進められてきましたが、市民意識調査では、家庭、職場、地域、社会通念など、実際の日常生活の中で、男女共同参画が進捗していないとして不平等感を感じている人が多いという結果が出ています。
- 男女の固定的な役割分担意識は、長い時間をかけて社会に浸透し、私たちの生活の中に根付いてきました。しかし、性別だけによって役割を決め、固定化することによって、男性も女性も生き方や行動を制限され、自分らしく生きることを出来にくくしており、男女共同参画社会の実現を阻んでいます。
- 男女共同参画を推進するためには、一人ひとりが自分の身の回りのことから一つひとつ男女共同参画の視点で考え、見直しをしていくことが重要であり、人びとの意識への継続的な啓発と、啓発により市民等が自発的に実践する意識の高揚が必要とされています。
- 市域を超えた交流や、県外との交流も活発に進むなか、今後も地域・個人レベルでの交流は、ますます広がっていくことが予想されます。男女共同参画を効果的に推進するためには、情報を収集し、国や三重県をはじめ近隣市町など他自治体と連携・協力した積極的な取組が必要です。
- 男女共同参画の取組は、従来より国際的な動きや国の動きとともに進められてきています。今後も世界の国々における女性の地位や国際的な課題及び状況を知り、広い視野で男女共同参画について理解することが重要となっています。

各分野における男女平等の進捗率 — 性・年齢別

注：進捗率は「平等になっている」と答えた人の割合



平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

【施策の方向】

①市民・事業者への男女共同参画意識の啓発の推進

②職場・学校・地域・家庭での男女共同参画意識の啓発の推進

市民、事業者に男女共同参画意識が浸透し、それらすべての人が職場・学校・地域・家庭で、自主的、積極的に男女共同参画を実践することを促すため、今後も継続的に意識啓発に努めます。

③国や県、他自治体等と連携した啓発の推進

国や三重県をはじめ近隣市町など他自治体等との情報交換を図り、連携・協力し積極的な取組を進めて男女共同参画を効果的に推進します。

④国内外の男女共同参画に関する情報の発信

国内外の男女共同参画に関する情報を収集し、本市の男女共同参画施策や事業とともに発信して周知を図り、積極的な啓発に努めます。

【施 策】

No.	事 業 名	事 業 概 要 等	課 名
1	市の作成する広報、刊行物の表現に対する配慮の徹底	各課において広報・刊行物を作成する上で、「男女共同参画推進条例」及び「人権が尊重される津市をつくる条例」の理念を踏まえ、市職員一人ひとりが差別的及び暴力的行為を容認したり、助長する表現にならないよう、自己チェックに努め、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	全 広 報 庁 室
2	「広報津」・ホームページの活用及びメディアへの情報提供	「広報津」・ホームページを通じ、男女の人権・男女共同参画社会の実現に向けた様々な特集を登載し、意識の啓発に努めるとともに、様々な情報をメディアに提供し、意識の高揚を図ります。	広 報 室
3	津市職員男女共同参画研修会の充実	男女共同参画に対する職員の意識の高揚と、庁内の推進体制の充実を図ることを目的に男女共同参画室、人事課の共催による職員研修会を充実します。	人 事 課
4	地域情報センターの活用促進	「IT研修室」及び「IT市民広場」に設置のパソコンを利用いただくことにより、情報リテラシーの向上等を支援します。	情 報 企 画 課
5	男女共同参画推進に関する図書コーナーの設置	男女共同参画に関する学習・活動の参考となる図書コーナーを市民活動センター及び市民センターに設置し情報提供することにより、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	市 民 交 流 課
6	「広報津」・ホームページの活用及びメディアへの情報提供	「広報津」・ホームページを通じ、男女の人権・男女共同参画社会の実現に向けた様々な特集を登載し、意識の啓発に努めるとともに、様々な情報をメディアに提供し、意識の高揚を図ります。	人 権 課

No.	事業名	事業概要等	課名
7	市民人権講座の充実	地域において人権問題に対しリーダーシップを発揮できる人材を育成し、女性問題をはじめあらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。	人権課
8	人権問題講演会の充実	市民の人権に対する理解を深め、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすとともに、基本的人権を尊重する意識の高揚を図るため、講演会を開催します。	人権課
9	職員人権問題研修会の充実	職務内容に応じたきめ細かな人権感覚を身につけて職務に望むことができるよう、研修会等を開催し、人権感覚にあふれた市職員の育成を図ります。	人権課
10	男女共同参画フォーラムの開催	公募市民で構成される実行委員会と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
11	男女共同参画セミナーの充実	市民を対象としたセミナーや講座を通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
12	情報紙「つばさ」の発行	本市をはじめ、国や他自治体の男女共同参画に関する取組や事業についての情報を提供し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
13	津市職員男女共同参画研修会の充実	男女共同参画に対する職員の意識の高揚と、庁内の推進体制の充実を図ることを目的に男女共同参画室、人事課の共催による職員研修会を開催します。	男女共同参画室
14	「広報津」・ホームページの活用及びメディアへの情報提供	「広報津」・ホームページを通じ、国や他自治体の取組や事業についての情報、男女の人権・男女共同参画社会の実現に向けた様々な特集を掲載し、意識の啓発に努めるとともに、様々な情報をメディアに提供し、意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
15	男女共同参画週間及び男女共同参画都市宣言・推進条例の啓発	「男女共同参画週間（6月23日から29日）」、「男女共同参画都市宣言」「男女共同参画推進条例」（3月）を、懸垂幕、図書特設コーナー等を通じ周知し、男女共同参画社会の実現に向け、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室 (懸垂幕：総合支所) (図書コーナー：図書館)
16	男女共同参画推進に関する図書コーナーの設置	男女共同参画に関する学習・活動の参考となる図書コーナーを市民活動センター及び市民センターに設置し情報提供することにより、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室 (市民交流課)
17	他の自治体等との連携・協力した啓発の推進	三重労働局・三重県・三重県男女共同参画センターおよび「CITYネット男女共同参画INみえ」を活用した他自治体等との情報交換と連携・協力した啓発を行います。	男女共同参画室
18	男女共同参画推進団体等との連携・協力した啓発	(財)21世紀職業財団や男女共同参画推進団体等との連携・協力した啓発を推進します。	男女共同参画室

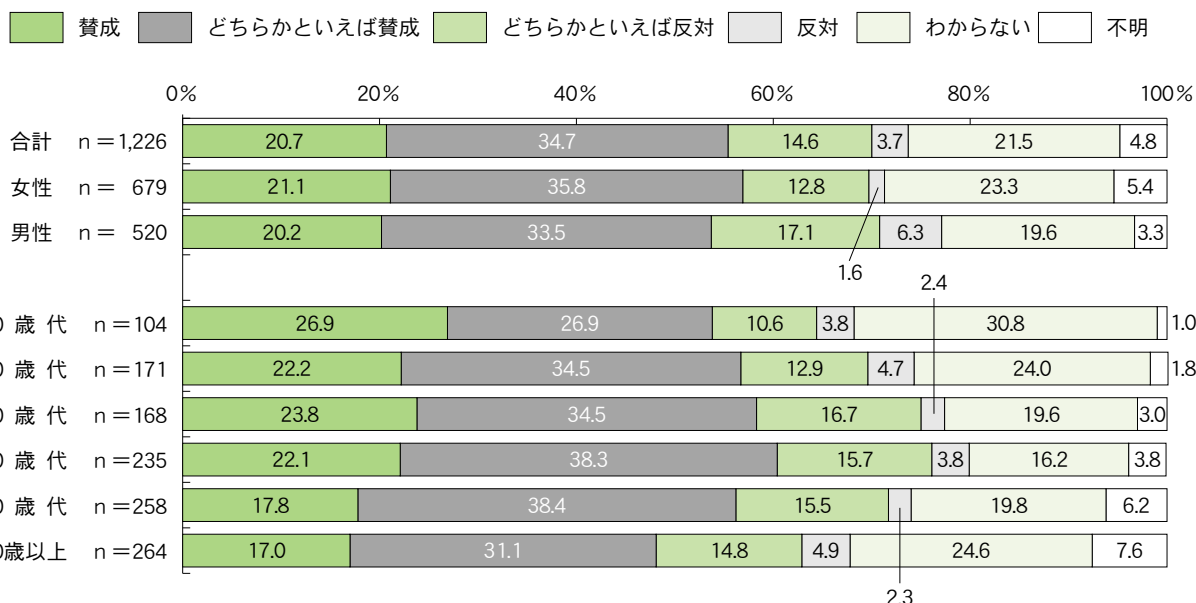
No.	事業名	事業概要等	課名
19	男女共同参画週間及び男女共同参画都市宣言・推進条例の啓発	「男女共同参画週間（6月23日から29日）」、「男女共同参画都市宣言」（3月）「男女共同参画推進条例」（3月）を、懸垂幕を通じ周知し、男女共同参画社会の実現に向け、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	久居総合支所生活課 各総合支所総務課
20	職場における男女共同参画に関する意識の普及	三重労働局や（財）21世紀職業財団等関係機関と連携を図り、セミナー、講習会の開催やチラシ、ポスター等の掲示により事業者・労働者に対して、さまざまな職場における男女共同参画意識の普及を図ります。	商業労政振興課
21	人権出前講座（人権問題を考える小集会、人権人形劇）の充実	市内各地域の幼稚園・小中学校のPTA人権研修会に人権教育課職員が講師として出向き、人権ワークショップを行います。 また、三重大大学の人権人形劇団「つくし」と共に、園児とその保護者を対象に人権人形劇の親子鑑賞会を実施します。	人権教育課
22	人権地域ネットワーク事業の充実（人権教育講演会）	市民の人権に対する理解を深め、基本的人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすため、講演会を開催します。	人権教育課 （各事務所）
23	「津市子ども人権フォーラム」の開催	子どもが主体的に出会い・発見の場をつくり、自らの体験や考えを発表する総合的な活動の中で、子どもと教育関係者が、差別をなくそうとする生き方・人権尊重の生き方を共に高めあうことを目的に実施します。	人権教育課
24	津市人権教育広報紙の発行	人権教育広報紙「あけぼの」を年2回発行し、市内全世帯及び幼稚園・小中学校教職員に配布し、教育実践の紹介や資料の提供に努めます。	人権教育課
25	教育集会所事業	教育集会所において人権教育に関する事業を行い、地域住民とふれあいながら、差別のない社会をめざします。	人権教育課 （各事務所）
26	男性のための料理教室等の充実	講座を通じて、これまで、主に女性によって担われてきた家庭責任（料理等）や地域での活動に、男性もともに担っていく必要があることを啓発し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	生涯学習課 （公民館）
27	男女共同参画週間及び男女共同参画都市宣言・推進条例の啓発	男女共同参画社会の実現に向け、関連した図書の特設コーナーを設けることにより、「男女共同参画週間（6月23日から6月29日）」「男女共同参画都市宣言（3月）」「男女共同参画推進条例（3月）」の周知・啓発を図り、市民の意識高揚に努めます。	図書館

【現状と課題】

- 国においては、2005年12月の第2次基本計画で2020年までに、指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%とすることを目標とし、三重県においても、2007年3月に行った基本計画の改訂で、「政策・方針決定過程への男女共同参画」を重要事項の一つに位置付け、積極的に取り組むとしています。しかし、現実には政策や方針決定の場に、女性の参画が極めて少ないのが現状です。
- 市民意識調査では、ポジティブ・アクション（「積極的改善措置」。様々な分野において、活動に参画する機会の男女差を解消するため、必要な範囲で、男女いずれか一方に対して、活動に参画する機会を積極的に提供すること。）について、肯定派が55.4%と否定派の18.3%を大きく上回っているにもかかわらず、自分や身近な女性が指導的立場につくことについては、否定派が55.3%と、肯定派の37.4%を17.9ポイントも上回っており、女性が政策決定や方針決定の場に参画することに対して、消極的との結果が出ています。
- 男女共同参画を推進するためには、女性の参画が少ないさまざまな組織における方針決定の場や市における政策策定の場に積極的に女性を登用して、男女それぞれの意思や考えをともに十分反映させるシステムづくりが求められています。

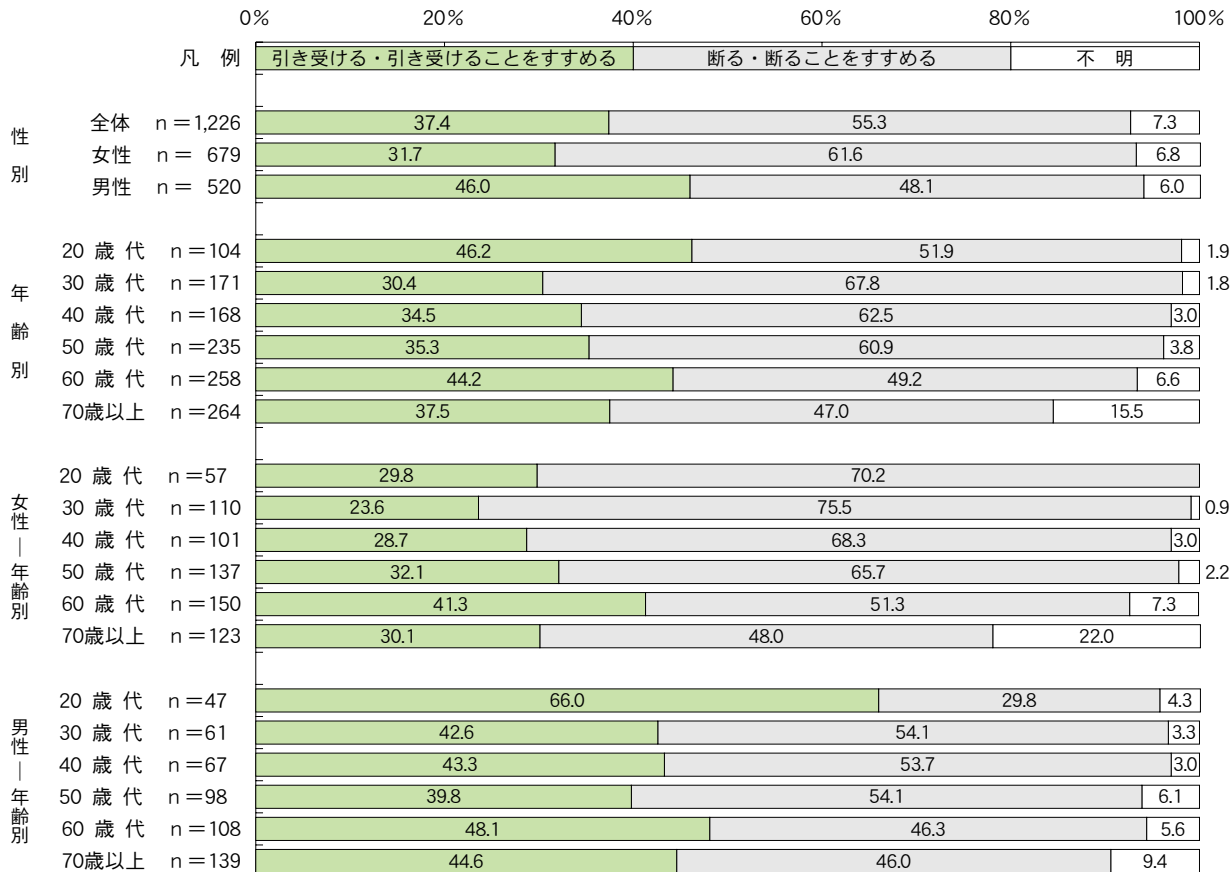


男女の実質的な活動の機会を均等に提供することについて



平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

政策や方針決定の場への女性の参画について



平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

政策や方針決定の場への参画を女性が断る、または女性に断ることをすすめる理由

(%)

			該当者数（人）	男性が多数を占める組織に入ることに抵抗を感じるから	活動時間が長くなり、帰りが遅くなるから	活動外の付き合いがわずらわしいから	女性が役職につくことを、近所の人が快く思わないから	女性が役職につくことを、あなたが快く思わないから	女性は経験が少ないから	家族の支援、協力が得られないから	家事、育児、介護に支障が出るから	その他	不明
全 体			678	11.5	17.4	10.5	2.2	1.8	6.0	6.3	24.9	18.6	0.7
性	女 性		418	12.2	15.3	9.8	1.9	1.7	5.7	8.6	25.6	18.2	1.0
	男 性		250	9.6	21.6	12.0	2.8	2.0	6.4	2.4	24.0	19.2	0.0
年 齢	20 歳 代		54	7.4	20.4	9.3	5.6	0.0	1.9	1.9	33.3	18.5	1.9
	30 歳 代		116	9.5	14.7	16.4	0.9	0.9	1.7	2.6	34.5	18.1	0.9
	40 歳 代		105	11.4	19.0	5.7	2.9	1.0	1.9	5.7	34.3	18.1	0.0
	50 歳 代		143	13.3	25.9	7.0	1.4	2.8	6.3	7.7	17.5	18.2	0.0
	60 歳 代		127	9.4	17.3	12.6	2.4	2.4	11.0	11.0	19.7	12.6	1.6
	70歳以上		124	13.7	8.9	12.1	2.4	2.4	10.5	5.6	18.5	25.8	0.0
性 × 年 齢	女 性	20 歳 代	40	10.0	15.0	10.0	7.5	0.0	2.5	2.5	30.0	20.0	2.5
		30 歳 代	83	9.6	14.5	15.7	1.2	1.2	2.4	3.6	31.3	19.3	1.2
		40 歳 代	69	13.0	17.4	7.2	1.4	1.4	0.0	7.2	37.7	14.5	0.0
		50 歳 代	90	15.6	21.1	6.7	0.0	2.2	7.8	11.1	16.7	18.9	0.0
		60 歳 代	77	13.0	13.0	9.1	2.6	2.6	10.4	15.6	20.8	10.4	2.6
		70歳以上	59	10.2	8.5	10.2	1.7	1.7	10.2	8.5	20.3	28.8	0.0
	男 性	20 歳 代	14	0.0	35.7	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	42.9	14.3	0.0
		30 歳 代	33	9.1	15.2	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	42.4	15.2	0.0
		40 歳 代	36	8.3	22.2	2.8	5.6	0.0	5.6	2.8	27.8	25.0	0.0
		50 歳 代	53	9.4	34.0	7.5	3.8	3.8	3.8	1.9	18.9	17.0	0.0
		60 歳 代	50	4.0	24.0	18.0	2.0	2.0	12.0	4.0	18.0	16.0	0.0
		70歳以上	64	17.2	9.4	14.1	3.1	3.1	9.4	3.1	17.2	23.4	0.0

平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

津市審議会等への女性の登用率

根拠法令等	平成19年4月1日現在			
	審議会数	委員数	うち女性数	比率(%)
地方自治法第180条の5に基づく委員会	6	70	6	8.6
地方自治法第202条の3に基づく委員会	8	153	14	9.2
その他の法律に基づいて設置されている審議会等	21	326	88	27.0
条例、規則及び要綱等で設置されている審議会等	48	1,023	282	27.6
計	83	1,572	390	24.8

市男女共同参画室調べ

参考：【地方自治法（抜粋）】

第180条の5

① 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員会

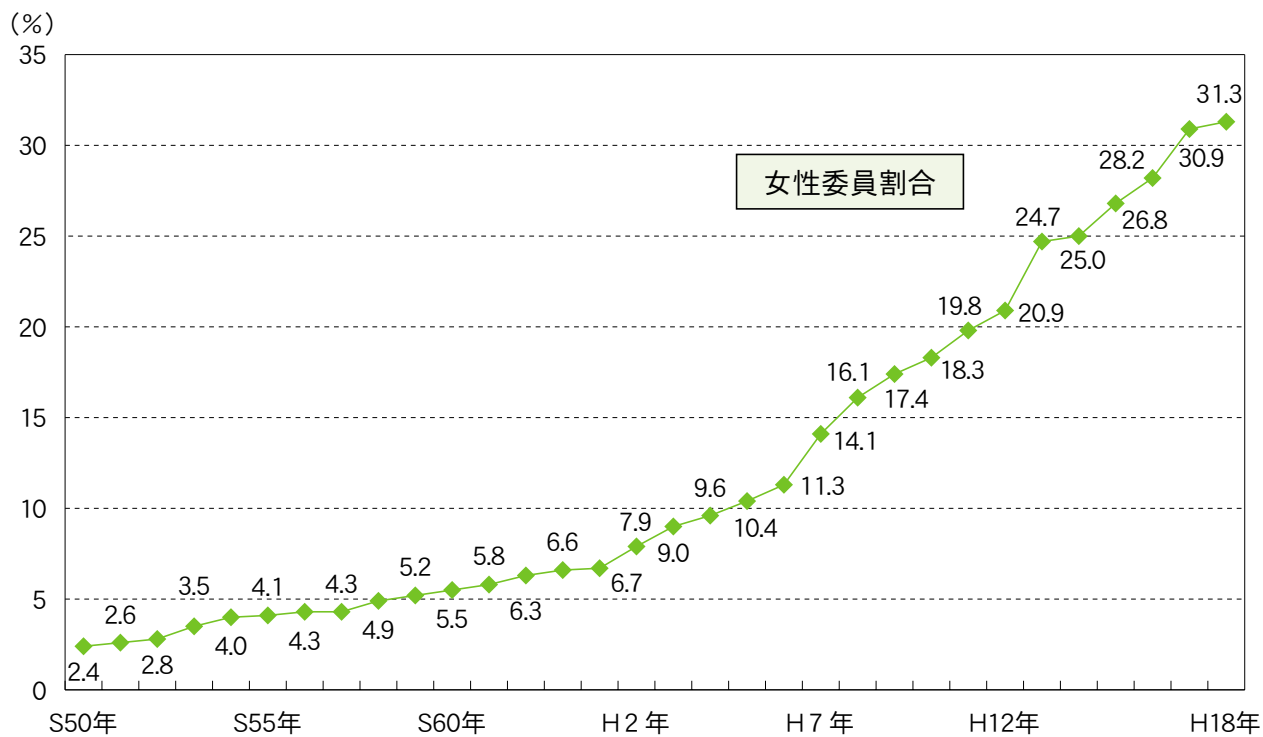
③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

第202条の3

① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

国の審議会等における女性委員割合の推移



(備考) 内閣府資料より作成



【施策の方向】

①市の審議会等での男女共同参画の推進

市の審議会等における男女共同参画を図り、男女が自分の考えを述べる事が出来る機会を提供し、さまざまな意見を十分反映できるシステムづくりを推進します。

②企業及び自治会等各種団体の方針決定の場における男女共同参画の促進

企業や自治会、子ども会、商工会などさまざまな組織での方針決定の場における男女共同参画を促進し、男女がともに自分の意思を十分反映させる事が出来るよう、企業や各種団体に働きかけを行います。

③市職員の男女共同参画の視点に立った登用

市において、管理職への登用や職員研修の機会の提供、職域の拡大を男女共同参画の視点によって行うなど、積極的に男女共同参画の推進に努めます。

【施 策】

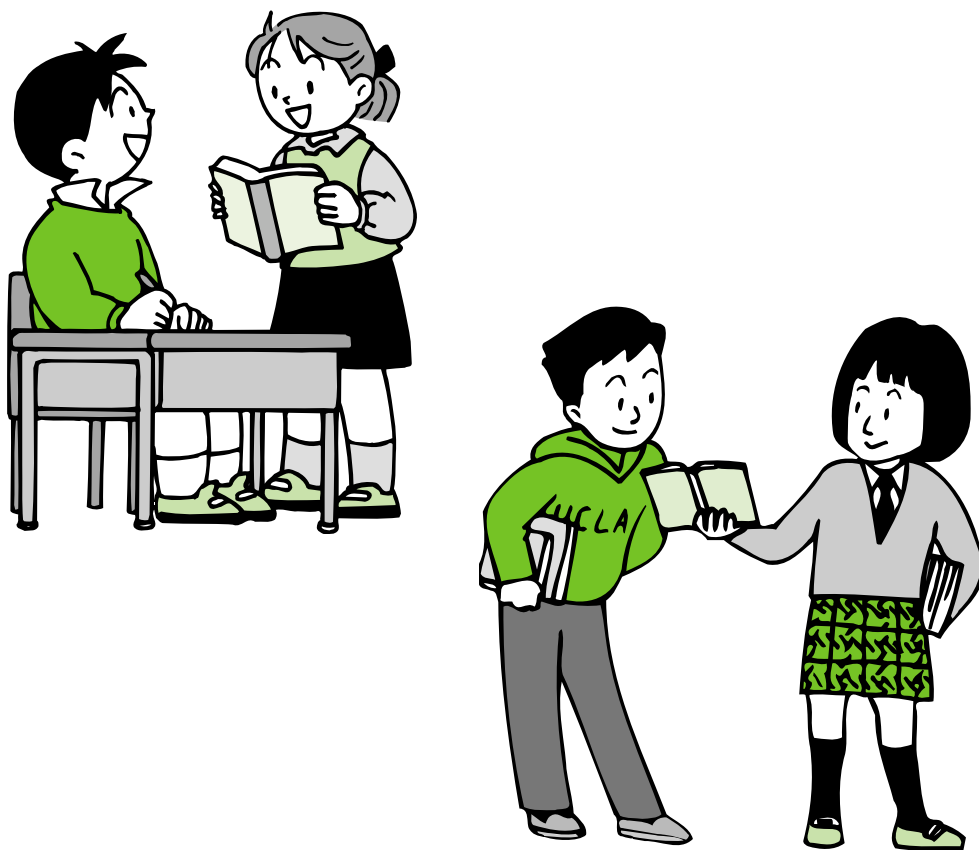
No.	事業名	事業概要等	課名
1	審議会等への女性の登用推進	市が設置する審議会等について、女性の登用状況の把握を行うとともに、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため、参画が少ない女性の登用率が30%を超えるよう、各々の委員会への女性の登用を推進します。	全庁行政経営課
2	市における女性職員の登用の推進、職域の拡大	女性職員の研修参加を推進することにより、新たに求められる課題に対応する能力を向上させ、女性職員の管理監督者へのより積極的な登用に努め、広い分野における企画・立案決定過程の場への女性職員の登用を図ります。 また、性別による固定的な役割分担意識を見直し、各種研修を通じ、男女ともに能力を向上させ、性別にとらわれず各々の能力や適性に応じた職員の配置や職域の拡大を行います。	人事課
3	津市職員男女共同参画研修会の充実【再掲目標Ⅰ】	男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実を図ることを目的に、男女共同参画室、人事課の共催による職員研修会を開催します。	人事課
4	市政モニター事業の実施	市政に対する市民の意見、要望等を把握して市政運営へ反映するとともに、市政に対する参加意識の高揚に努めます。	市民交流課
5	男女共同参画フォーラムの開催【再掲目標Ⅰ】	公募市民で構成される実行委員会と協働で、フォーラムを開催し、市民や事業者、各種団体等へ女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行います。	男女共同参画室

No.	事業名	事業概要等	課名
6	男女共同参画セミナーの充実 【再掲目標Ⅰ】	女性リーダーの育成と、女性の社会参画の促進を図るため、市民を対象とした講座を充実し、女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行うとともに、女性のチャレンジ支援を行います。	男女共同参画室
7	津市職員男女共同参画研修会の充実 【再掲目標Ⅰ】	男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実を図ることを目的に、男女共同参画室、人事課の共催による職員研修会を開催します。	男女共同参画室
8	職場における男女共同参画に関する意識の普及 【再掲目標Ⅰ】	三重労働局や（財）21世紀職業財団等関係機関と連携を図り、セミナー、講習会の開催やチラシ、ポスター等の掲示により事業者を含む職場における男女共同参画に関する意識の普及を図ります。	商業労政振興課
9	※家族経営協定の締結・認定農業者（※共同申請）の促進	女性の農業経営への参画を促進し、女性の農業経営者としての位置付けを明確化するため、家族経営協定の締結、認定農業者への共同申請の促進に努めます。	農林水産政策課

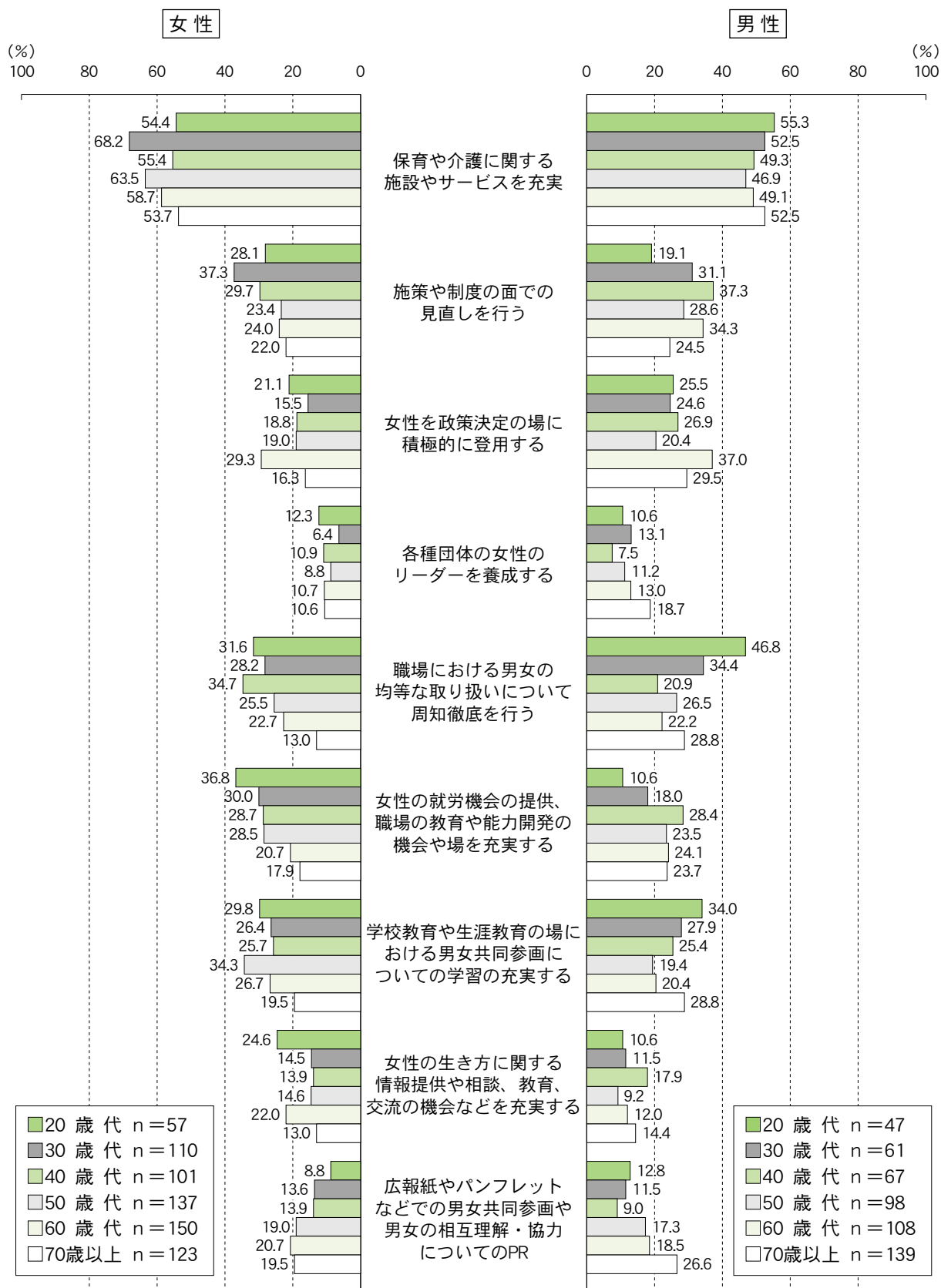


【現状と課題】

- 男女共同参画意識の形成は、幼少期からの環境や教育の影響が大きく、家庭における生活環境や教育、人格形成の大切な時期を過ごす学校等での教育、社会における生涯を通じた教育の果たす役割は、きわめて重要です。
- 市民意識調査では、約半数の人が、学校分野では男女共同参画が進捗していると答えており、家庭や地域社会など他の分野に比べて男女とも平等感が高くなっています。一方、男女共同参画を推進するために行政に期待する取組には、多くの人が学校教育・生涯教育での男女共同参画に関する学習の充実をあげています。
- 家庭において、男女が協力し支え合う男女共同参画の視点に立った環境の中で男女共同参画意識が醸成されることや、学校や社会の中で男女共同参画社会の実現に向けた教育が求められています。



男女共同参画社会を実現するために希望する行政の取組（複数回答）



平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

【施策の方向】

①家庭における男女共同参画意識の醸成

家庭において、男女が協力し合い支え合う環境の中で、子どもが育まれるよう、各種講座やセミナーの開催、情報紙の発行などを通じて、家庭での男女共同参画意識の醸成を促進します。

②男女共同参画社会の実現に向けた学校教育等の推進

人格形成の大切な時期を過ごす学校教育等が男女共同参画に果たす役割は大変重要であり、今後も引き続いて、男女共同参画社会実現に向けた学校教育等の推進に努めます。

③男女共同参画社会の実現を支える生涯教育の推進

男女共同参画社会を実現するために、誰でも、いつでも、どこでもさまざまな教育や学習を受けられる機会や場を提供し、生涯を通じた学習の推進に努めます。

【施 策】

No.	事業名	事業概要等	課名
1	地域情報センターの活用促進 【再掲目標Ⅰ】	「IT研修室」及び「IT市民広場」に設置のパソコンを利用いただくことにより、市民のIT学習活動への参加を支援します。	情報企画課
2	市民人権講座の充実 【再掲目標Ⅰ】	地域において人権問題に対しリーダーシップを発揮できる人材を育成し、女性問題をはじめあらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を充実します。	人権課
3	人権ポスター展の開催	児童・生徒に人権意識を啓発するため、小・中学校児童・生徒の人権に関するポスター作品を募集・掲示します。	人権課
4	男女共同参画フォーラムの開催 【再掲目標Ⅰ・Ⅱ】	公募市民で構成される実行委員会と行政とが協働でフォーラムを開催し、学校教育や生涯学習の場での男女共同参画について啓発します。	男女共同参画室
5	男女共同参画セミナーの充実 【再掲目標Ⅰ、Ⅱ】	女性リーダーの育成と女性の社会参画の促進を図り、学習機会を提供するため、市民を対象とした講座を充実します。	男女共同参画室
6	情報紙「つばさ」の発行 【再掲目標Ⅰ】	本市をはじめ、国や他自治体の男女共同参画に関する取組や事業についての情報を提供し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室

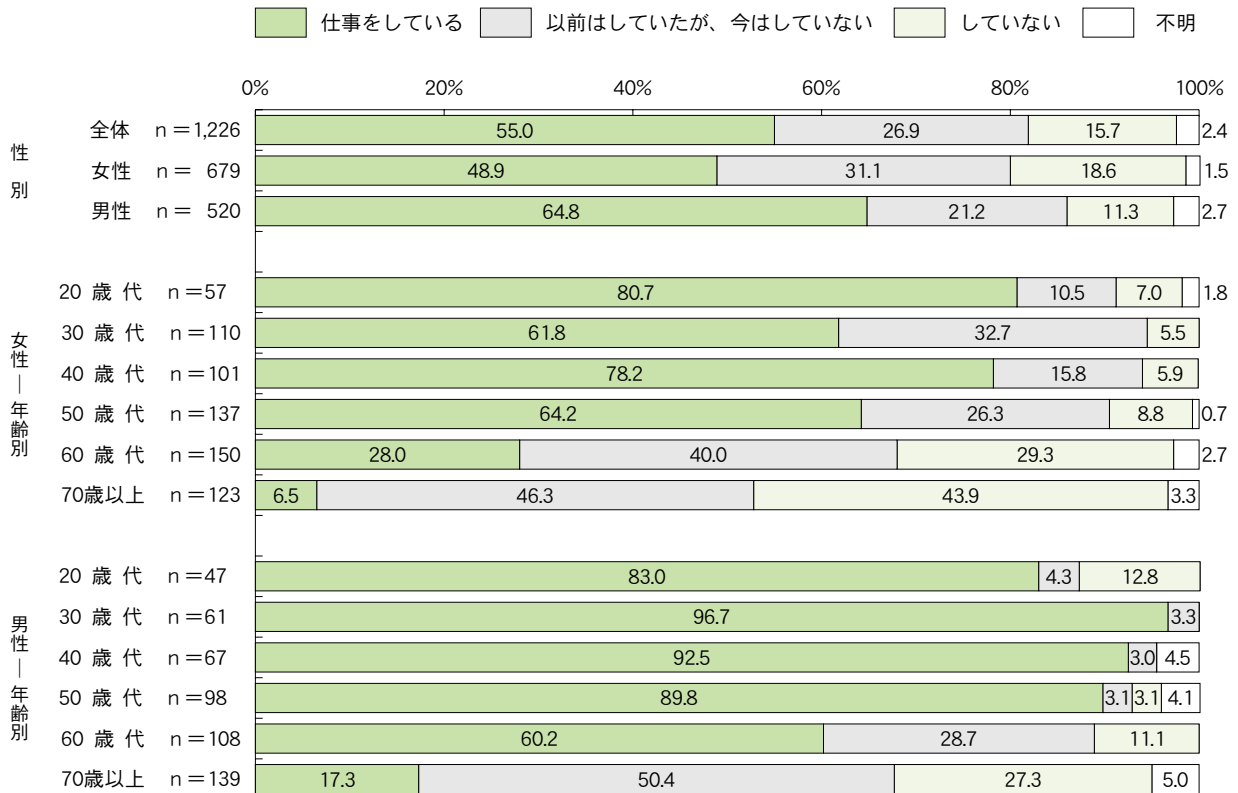
No.	事業名	事業概要等	課名
7	児童福祉施設における男女共同参画意識づくりの推進	保育士及び施設管理者において男女共同参画についての意識改革を促すための研修を実施します。	こども家庭課
8	男女共同参画の視点に立った進路指導・科目選択指導・生徒指導の推進	中学生を対象に職場体験、ボランティア体験など将来の進路にかかわる啓発的な体験活動を積極的に実施し、望ましい職業観や勤労観を養い、主体的な進路選択能力の育成を図るとともに、男女がともに家庭や地域における生活に参画していくという観点から、必要な知識と技術の修得ができるよう学習内容の充実を図ります。 また、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の持つ能力を発揮することができるような進路指導・科目選択指導・生徒指導に努めます。	教育研究支援課
9	豊かな体験活動・出会い学習等の心の教育の充実	心の教育を充実させる観点から、学校において、家庭や地域との連携のもと、あらゆる教育活動の中で、一人ひとりの人権を尊重する態度や豊かな心を育みます。	教育研究支援課
10	教職員等の男女共同参画意識高揚と研修の充実	固定的な性別役割分担意識にとらわれた認識を改め、児童・生徒の成長過程や個性に応じた指導を進めるために、教職員等への男女共同参画の意識改革を促すための研修を充実します。また、教職員の男女平等観の正しい理解と認識を深めるため、管理職等の研修も行います。	教育研究支援課
11	人権学習の推進	人権課題の解決に向けて取り組む人との「出会い学習」を通して、その人の生き方に学び、児童・生徒の自尊感情を育て、一人ひとりの自己実現をめざす人権学習を進めます。	人権教育課
12	「津市子ども人権フォーラム」の開催 【再掲目標Ⅰ】	子どもが主体的に出会い・発見の場をつくり、自らの体験や考えを発表する総合的な活動の中で、子どもと教育関係者が、差別をなくそうとする生き方・人権尊重の生き方を共に高めあうことを目的に実施します。	人権教育課
13	津市人権教育広報紙の発行 【再掲目標Ⅰ】	人権教育広報紙「あけぼの」を年2回発行し、市内全世帯及び幼稚園・小中学校教職員に配布し、教育実践の紹介や資料の提供に努めます。	人権教育課
14	男性のための料理教室等の充実 【再掲目標Ⅰ】	講座を通じて、これまで、主に女性によって担われてきた家庭責任（料理等）や地域での活動に、男性もともに担っていく必要があることを啓発し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	生涯学習課 （公民館）

No.	事業名	事業概要等	課名
15	家庭教育支援コーディネーター養成講座の充実	家庭における子育ての悩みや課題を持つ親や地域での子育てを支援することを目的として、家庭教育支援コーディネーター養成講座を充実します。	生涯学習課
16	公民館の活用促進	生涯学習活動や地域活動など多様な市民活動の場となる公民館の利用の促進を図ります。	生涯学習課
17	女性論・人権論など講義科目の充実	男女共同参画意識を育てるために、女性論や人権論などの講義科目を充実させるとともに、政治・経済・社会における男女共同参画社会の在り方を教育・研究します。	三重短期大学
18	公開講座の充実	市民の学びへの要求に広く応えるため、市民を対象とした公開講座を開講し、市民の生涯学習の場として、また、大学と地域住民の交流の場を提供するため、三重短期大学公開講座の充実及び三重大学公開講座の周知を行います。	三重短期大学
19	生涯学習環境の普及・啓発 (科目等履修制度など)	社会人・職業人の学習意欲や子育て後に再度社会で活動したいと考える人に対し、学習時間を弾力的に取り扱うことのできる「科目等履修制度」の充実と普及を行います。	三重短期大学
20	リカレント教育の促進 (社会人入学制度など)	高度な知識・技能の取得や、再度社会活動を望む人に対応するため、市内の高等教育機関に社会人入学制度の拡充やビジネスマン・行政マンに対する講義の充実など、リカレント教育の促進を図ります。	三重短期大学
21	自己啓発、研修に対する支援(社会人自己啓発研修への講師派遣など)	社会人、職業人等の自己啓発・研修に対し、関係機関と連携して、各種講座の充実、講師の派遣等の支援を行います。	三重短期大学

【現状と課題】

- 雇用の場における男女共同参画の推進や仕事と家庭その他の活動との両立を図るため、「男女雇用機会均等法」や「※育児・介護休業法」が制定・改正されました。また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために「※次世代育成支援対策推進法」が制定され、事業主や行政に対する次世代育成支援対策に関する計画策定の義務付けなど、法的な整備がなされてきました。
- 市民意識調査では、家事・育児・介護はそのほとんどを女性が担っているという結果が出ています。仕事をやめた女性のうち、約6割が家事や出産、育児、介護を理由に仕事をやめており、介護については、約7割の人が男女とも担い合うべきと考えているにもかかわらず、実際に介護しているのは、配偶者以外では、女性が男性の約4倍となっており、女性が仕事を継続するためには、まだなお厳しい現実があります。
- また、結婚や出産で仕事を中断した後に、中断する前と同等条件での再就労は難しく、男女の賃金格差や女性の非正規就労者の増加を生み出しており、農林漁業などの分野においては、労働時間の管理や休日の確保などが難しく、特に女性は、仕事と家事との区別がつきにくい状況にあります。
- 一方、男性は長時間労働など仕事中心の生活により、家庭その他の活動に参加する時間的・精神的な余裕のない就労環境の中で、心身の健康が侵されることも多くなっています。
- 男女共同参画社会の実現には、仕事と家庭その他の活動との調和を図るための多様なニーズに対応できる支援、再就労などのチャレンジ支援や育児・介護に関する各種支援制度の利用推進への意識づくりなど、働く機会及び場における多面的な施策が必要とされています。

年齢層別就業状況



平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

仕事をやめた主な理由

		該当者数(人)	専業主婦にならなかった	専業主婦に得なかった	結婚でやめざるを得なかった	出産・育児に専念したかった	出産・育児でやめざるを得なかった	家族の介護に専念したかった	家族の介護のためやめざるを得なかった	家族の介護のため転居	自分や配偶者の転勤のため	人員整理・契約期間満了	仕事にやりがいがあった	残業・休日出勤が多かった	職場の人間関係上	定年・高齢	その他	不明
全 体		330	4.5	5.5	9.7	7.9	2.1	5.5	4.5	3.9	2.4	4.8	4.8	57.9	13.9	2.1		
性	女 性	211	7.1	8.1	13.7	12.3	2.4	8.5	6.6	4.3	1.9	6.2	6.2	44.5	18.5	0.9		
	男 性	110	0.0	0.9	2.7	0.0	0.0	0.0	0.9	2.7	2.7	2.7	2.7	81.8	5.5	3.6		
年 齢	20歳代	8	12.5	25.0	50.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	
	30歳代	38	21.1	13.2	31.6	26.3	0.0	2.6	18.4	5.3	0.0	13.2	5.3	0.0	26.3	2.6		
	40歳代	18	16.7	16.7	22.2	16.7	0.0	5.6	22.2	11.1	11.1	22.2	16.7	0.0	11.1	0.0		
	50歳代	39	7.7	7.7	12.8	10.3	2.6	20.5	2.6	5.1	10.3	10.3	10.3	5.1	35.9	0.0		
	60歳代	91	0.0	3.3	3.3	5.5	1.1	6.6	2.2	5.5	0.0	1.1	3.3	80.2	8.8	2.2		
	70歳以上	127	0.0	1.6	3.1	2.4	2.4	1.6	0.8	0.8	0.8	1.6	1.6	85.8	7.1	2.4		

平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

女性が仕事を続けるために必要なこと（複数回答）

（％）

		該当者数（人）	職場における女性への差別的待遇をなくすこと	女性への職業訓練、資格取得などの機会の充実	家族の理解や協力	保育・介護・福祉に関するサービスの充実	在宅勤務やフレックス・タイム制度の導入など、柔軟な勤務形態	育児・介護休業制度の整備	給与や労働条件の改善	社会の「男は仕事、女は家庭」という考え方をなくすこと	その他	特に必要なことはない	不明
全 体		1,226	25.5	12.3	73.9	38.3	25.4	34.5	19.6	13.1	1.5	2.9	4.6
性	女 性	679	24.6	13.0	78.6	40.4	24.6	32.1	20.8	15.8	0.7	1.8	4.1
	男 性	520	26.9	11.9	68.7	35.8	27.3	38.1	18.7	10.0	2.5	3.8	4.2
年 齢	20 歳 代	104	32.7	8.7	63.5	41.3	30.8	45.2	25.0	18.3	3.8	1.9	1.0
	30 歳 代	171	18.7	10.5	74.9	46.8	43.9	39.8	19.9	13.5	1.8	1.2	0.6
	40 歳 代	168	19.0	8.3	75.6	45.8	42.3	35.1	24.4	13.7	0.6	1.2	0.6
	50 歳 代	235	26.8	9.4	78.7	43.8	25.5	33.6	22.6	14.0	1.3	1.7	2.6
	60 歳 代	258	26.0	16.7	80.6	38.8	16.3	32.9	18.2	11.2	1.2	1.9	3.9
	70 歳 以 上	264	29.9	16.7	67.0	22.0	11.0	29.9	14.0	12.1	1.5	6.1	11.7
未 既 婚	結 婚 し て い る	950	25.8	12.4	76.4	39.6	26.0	33.6	19.8	12.6	1.4	2.6	3.7
	離 婚 ・ 死 別 し た	119	24.4	14.3	71.4	31.1	18.5	30.3	19.3	16.8	0.8	3.4	9.2
	結 婚 し て い な い	140	26.4	10.0	62.1	36.4	30.0	45.0	20.7	15.0	2.9	2.9	3.6
職 業	自 営（農 林 漁 業）	105	24.8	11.4	74.3	28.6	12.4	29.5	12.4	15.2	0.0	5.7	8.6
	自営(商工サービス等)	76	25.0	17.1	75.0	35.5	26.3	32.9	18.4	11.8	0.0	2.6	3.9
	会 社 役 員 ・ 経 営 者	24	33.3	20.8	79.2	58.3	12.5	37.5	4.2	12.5	0.0	4.2	4.2
	正 規 従 業 員	312	21.8	6.4	67.9	43.9	38.1	39.7	22.8	13.8	2.6	1.6	2.2
	非 正 規 従 業 員	201	27.4	14.9	78.6	43.3	28.4	34.3	29.9	15.9	1.0	1.0	1.5
	専 業 主 婦 ・ 主 夫	192	24.5	10.9	84.9	41.1	26.0	32.3	17.7	10.4	1.6	0.0	3.1
	内 職 ・ 学 生 ほ か	39	33.3	20.5	69.2	28.2	25.6	43.6	17.9	17.9	2.6	2.6	2.6
	無 職	263	28.5	15.2	70.3	30.0	14.8	30.8	15.2	11.8	1.5	6.5	8.4

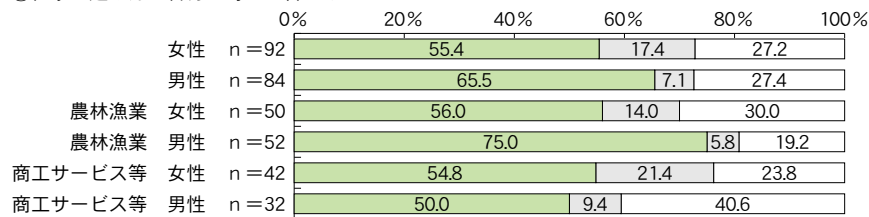
平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

自営業主・家族従業者の労働について

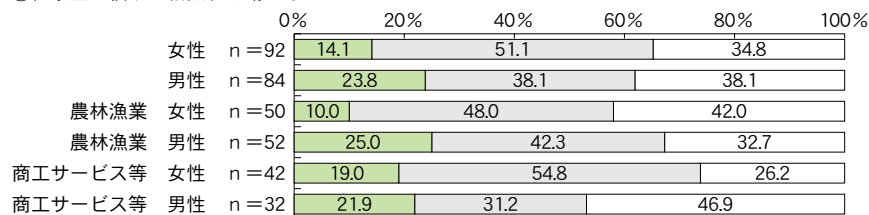
「家庭内の立場の影響」

はい いいえ 不明

①仕事の進め方に自分の考えが言える

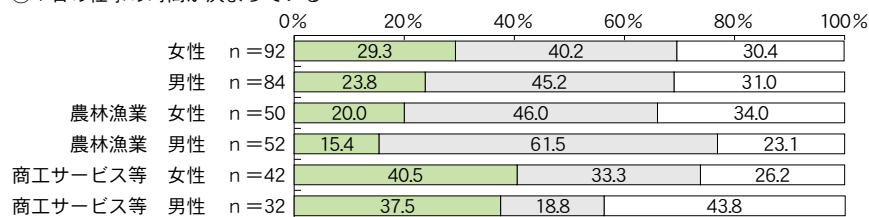


⑥仕事上の悩みを相談する場がない

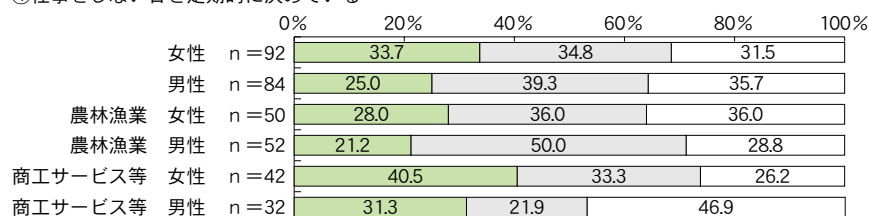


「労働時間の管理」

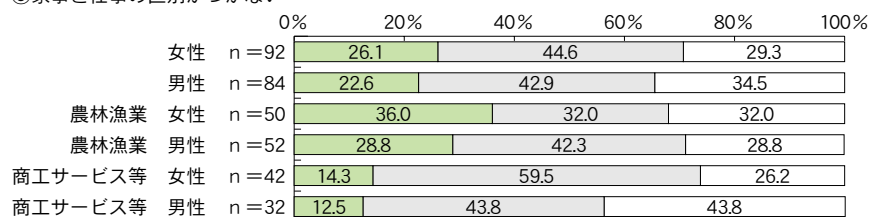
②1日の仕事の時間が決まっている



④仕事をしない日を定期的に決めている

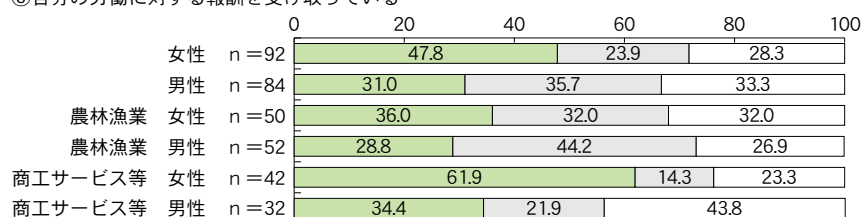


⑤家事と仕事の区別がつかない



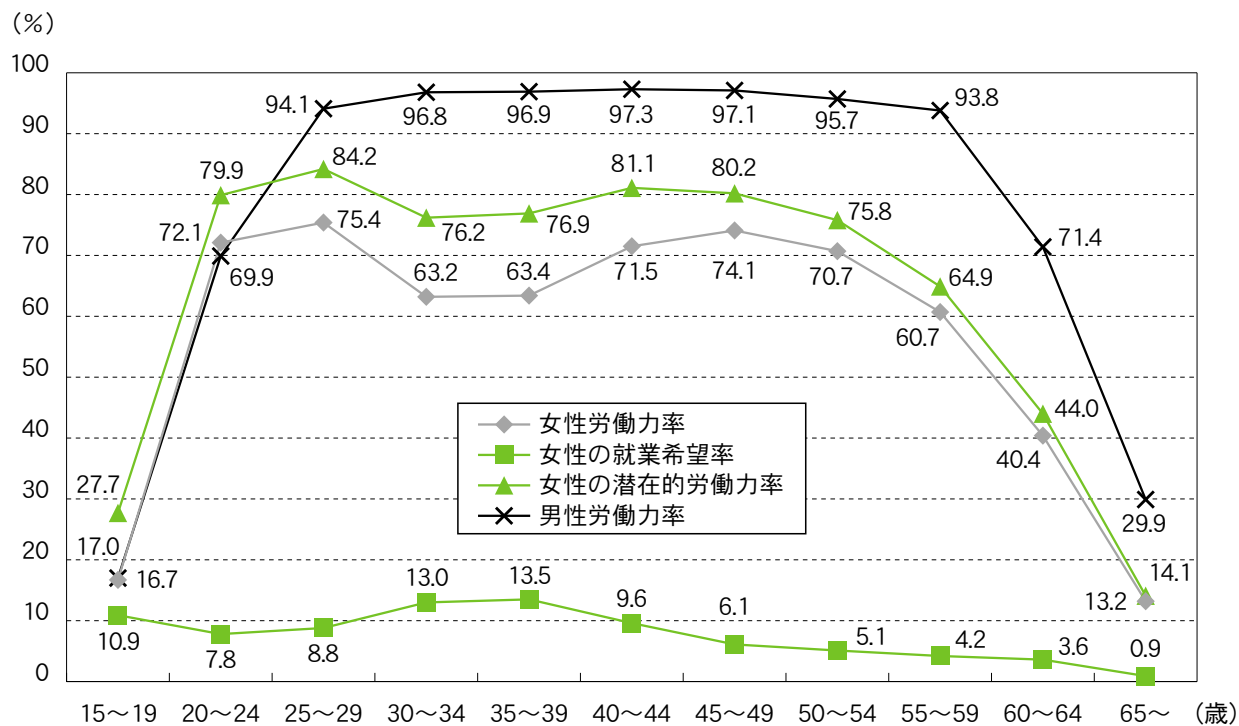
「労働の評価」

③自分の労働に対する報酬を受け取っている



平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

日本における女性の年齢階級別潜在的労働力率



(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細調査)」(平成18年平均)より作成

2. 年齢階級別潜在的労働力率 = (労働力人口(年齢階級別) + 非労働力人口のうち就業希望者(年齢階級別)) / 15歳以上人口(年齢階級別)



【施策の方向】

①仕事と家庭その他の活動との調和に向けた支援

いきいきとした毎日を送るため、仕事と趣味や家族との交流などが両立できるよう、仕事と家庭その他の活動との調和に向けた支援に努めます。

②女性のチャレンジ支援

関係機関と連携して、出産や育児で仕事を中断した女性への再就労支援や、今まで参画が進んでいなかった分野への参画の促進を図ります。

③あらゆる働く場における男女共同参画の促進

企業などの組織、農林漁業・商工サービス業の自営業などあらゆる働く場において、男女がともに能力を生かし、均等な機会や待遇を得られるよう、事業者や自営業者への男女共同参画に関する法規や情報の提供を通じて啓発を行い、男女共同参画の促進を図ります。

④育児・介護休業制度等の整備の促進と利用推進に向けた意識づくり

育児・介護休業制度等の整備を促進するとともに、制度に対する男女の利用を推進するため、労使双方の意識づくりに努めます。

【施 策】

No.	事業名	事業概要等	課名
1	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題に対する周知・徹底および相談	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題に対して、その防止のために各所属に対しての周知・徹底を行うとともに、引き続き相談窓口を設け、相談等に適切に対処します。	人 事 課
2	男女共同参画フォーラムの開催 【再掲目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】	公募市民で構成される実行委員会と行政とが協働で開催するフォーラムを通じて、さまざまな分野への女性参画や雇用の場での育児・介護休業制度について周知・啓発に努めます。	男女共同参画室
3	男女共同参画セミナー（チャレンジセミナー）の充実 【再掲目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】	女性リーダーの育成と、女性のさまざまな参画や再就労の促進を図るため、セミナーや講座を充実します。	男女共同参画室
4	地域子育て支援拠点事業の充実	地域の子育て家庭を対象に、育児相談や保健相談、保育所の開放、親子教室、子育てに関する情報紙の発行などの事業を、14か所の保育所と医療機関に併設された施設で実施します。	こども家庭課
5	延長保育事業の充実	保護者の就労形態の多様化などに対応するため、29か所の保育所で午後7時までの延長保育を実施します。	こども家庭課

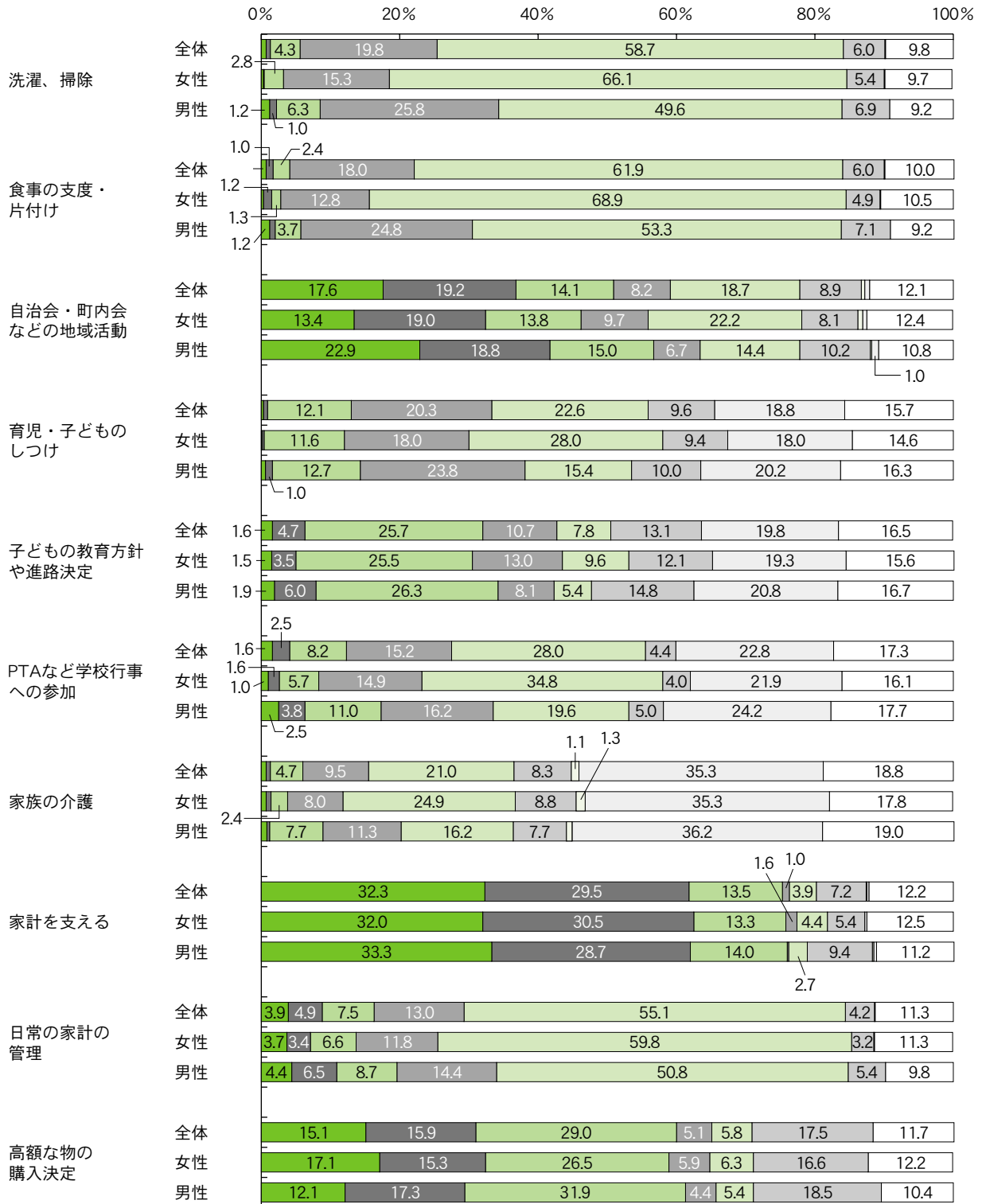
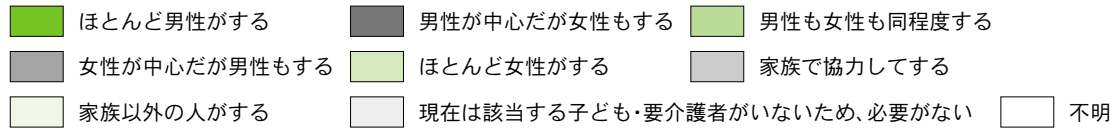
No.	事業名	事業概要等	課名
6	休日保育事業の充実	保護者の日曜日や祝日の就労に対応し、保育に欠ける児童を私立保育所1か所で保育します。	こども家庭課
7	障がい児保育事業の充実	集団保育が可能な程度の3歳以上の障がいを有する児童を56か所の保育所で受け入れ体制を整え、保育します。	こども家庭課
8	一時保育事業の充実	家庭で育児をしている保護者が、育児疲れの解消や病気、冠婚葬祭、断続的な勤務などにより一時的に保育が困難となった場合、保育所21か所において1日単位で保育します。	こども家庭課
9	特定保育事業の充実	保護者の就労形態の多様化等による保育需要に対応し、児童福祉の向上を図るため、特定の日時について児童を保育します。	こども家庭課
10	子育て支援人材データベース登録制度の実施	津市が行う保育や子育て関係事業に携わる人材を登録し、事業の状況に応じて人材の能力を活用します。	こども総合支援室
11	病児・病後児保育事業の充実	保育所に通所中の児童等が、病気の回復期であることから集団保育が困難な期間、医療機関に併設された施設で一時的に預かります。	こども総合支援室
12	介護保険制度活用 の啓発	自治会、婦人会等の各種団体が主催する会合の中に積極的に参加し、加えて在宅介護支援センターや居宅介護支援事業の協力を得て個別の説明も強化します。あわせて、パンフレットの作成、「広報津」への掲載等の広報活動を実施します。	介護保険課
13	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保のための啓発の推進	男女雇用機会均等法やパートタイム労働法、最低賃金、女性の就労に関する相談等に関し、三重労働局や（財）21世紀職業財団等関係機関と連携して周知に努めます。	商業労政振興課
14	仕事と家庭の両立支援	協調融資をしている東海労働金庫の勤労者育児休業生活資金貸付金や勤労者介護休業生活資金貸付金の周知を図るとともに、（財）21世紀職業財団等関係機関と連携して育児・介護等に関する情報提供に努めます。	商業労政振興課
15	職場における男女共同参画に関する意識の普及 【再掲目標Ⅰ、Ⅱ】	三重労働局や（財）21世紀職業財団等関係機関と連携を図り、セミナー、講習会の開催やチラシ、ポスター等の掲示により事業者・労働者に対して、さまざまな職場における男女共同参画意識の普及を図ります。	商業労政振興課
16	職場における女性参画の支援	出産等で退職した女性の再就職を支援するセミナーの開催や、フレックスタイム、ITを活用した在宅勤務等多様な就業形態の情報提供やセクシュアル・ハラスメント防止の啓発等に努めます。	商業労政振興課

No.	事業名	事業概要等	課名
17	就労に関する各種支援施策の周知	就労に関する各種の情報を従来のポスター・チラシによる啓発に加え、「広報津」を通じて市民に周知を図ります。	商業労政振興課
18	再就職希望者支援事業の推進	妊娠・出産・育児などを理由として退職し、将来再就職を希望する者を対象とした再就職希望者支援事業を推進し、(財)21世紀職業財団との共催で、「再就職準備(Re・Beワーク)セミナー」の開催を進めます。	商業労政振興課
19	職場等におけるセクシュアル・ハラスメントに対する防止対策の実施及び就労環境の整備促進	職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発と職場における意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。また、トラブルの解決を援助する相談機関を紹介します。また、三重労働局と連携するとともに、中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンターの活用を図り、勤労者の福祉向上に努めます。	商業労政振興課
20	企業内保育所の設置促進の啓発	働く女性の就労形態の多様化に対応するため、企業内保育所の設置促進の啓発を図ります。	商業労政振興課
21	家族経営協定の締結・認定農業者(共同申請)の促進【再掲目標Ⅱ】	女性の農業経営への参画を促進し、女性の農業経営者としての位置付けを明確化するため、家族経営協定の締結、認定農業者への共同申請の促進に努めます。	農林水産政策課
22	職場等におけるセクシュアル・ハラスメントに対する防止対策の実施	職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発と職場における意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。また、トラブルの解決を援助する相談機関を紹介します。 学校においては、啓発リーフレットの配布等を通じ、セクシュアル・ハラスメント防止の周知・徹底を図ります。	学校教育課
23	家庭の日の周知と啓発	心身ともに健全な青少年の育成を促進し、心豊かな家庭生活を送るためには、家庭の役割の重要性を一人ひとりが認識し、親子の愛情、また、夫婦が互いの信頼関係をつくることのできるよう啓発を進めます。そこで、毎月第3日曜日の「家庭の日」の周知に努めます。	生涯学習課

【現状と課題】

- 男女共同参画社会を実現していく上で、人々の生活基盤である地域や家庭が果たすべき役割は大きく、その構成員として男女が互いに協力し支え合って、責任と役割をともに担うことは、非常に重要なこととなっています。
- 地域では、男女の役割を固定的に考える意識が、今なお残っており、そのため、地域内での男女の参画に偏りがあるのが実情です。地域を豊かで活気あるものにしていくためには、男女共同参画の視点に立った地域活動が求められています。また、今後、高齢者のみの世帯は、さらに増加することが予想され、団塊の世代の人生の新たな目標や活動として、地域活動への参画が期待される現在では、すべての人が参加しやすい自主的な地域づくりや協力体制を築くことが必要とされています。
- 家庭生活では、家族を構成する男女が、家事や育児、介護といった家庭責任をともに担わなければなりません。現実には、男性の家事などに参加する時間は極めて短く、女性が主に担っている状況にあります。家庭における男女共同参画を進めていくためには、男性は外で働き、女性は家庭を守るべきであるという性別だけによる固定的な役割分担意識を払拭し、女性に偏りがちな家事・育児・介護などの負担を男女が担い合うとともに、社会全体で支援していく体制の整備が求められています。
- 市民意識調査では、地域活動や家庭生活への参画は男女で大きな差があり、特に家庭での家事・育児・介護は女性がそのほとんどを担っていることから、地域や家庭での男女共同参画の進捗に不平等感を持つ人の割合は女性で高く、また、男性はもっと地域活動や家庭生活に参画するべきとする人は、全体で6割を超えています。
- 一方、一人親家庭や家族の介護をしている家庭は増加しており、地域活動や家庭生活で互いに協力し合い、男女がともに参画するための学習機会の提供や、育児・介護等に関する援助を必要とする世帯への自立や生活の安定のための支援が必要となっています。

家庭生活上の役割分担



注：1.0%未満は値の表記を省略

平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

家庭生活上の役割分担 「主に女性」と答えた人の割合

(%)

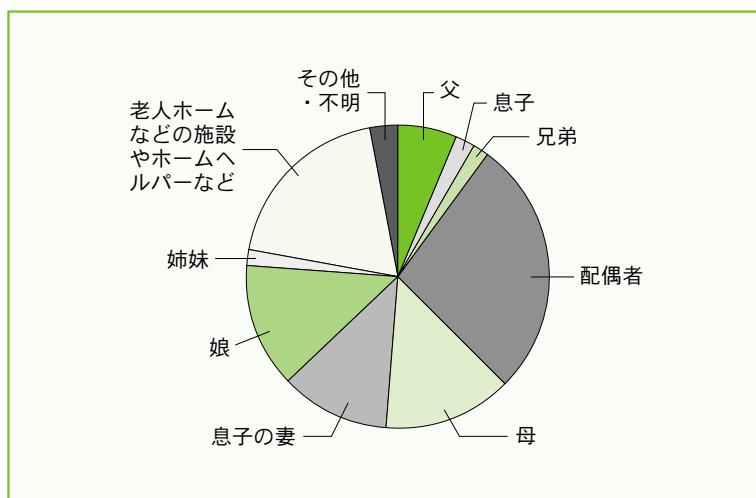
		該当者数(人)	洗濯・掃除	食事の支度・片付け	自治会・町内会などの地域活動	育児・子どものしつけ	子どもの教育方針や進路の決定	PTAなど学校行事への参加	家族の介護	家計を支える	日常の家計の管理	高額なものの購入の決定
全 体		1,226	78.5	79.9	26.9	42.9	18.5	43.2	30.5	4.9	68.1	10.9
性	女 性	679	81.4	81.7	31.9	46.0	22.6	49.7	32.9	6.0	71.6	12.2
	男 性	520	75.4	78.1	21.1	39.2	13.5	35.8	27.5	2.9	65.2	9.8
年 齢	20 歳 代	104	74.0	76.0	31.7	41.3	20.2	40.4	27.9	10.6	69.2	17.3
	30 歳 代	171	80.7	84.2	35.0	45.6	21.1	47.4	18.7	4.7	73.7	14.1
	40 歳 代	168	90.4	88.1	41.7	59.5	31.6	69.0	33.9	3.6	75.0	13.1
	50 歳 代	235	81.8	80.4	26.4	49.0	22.1	51.5	36.6	2.5	72.3	9.8
	60 歳 代	258	79.8	81.4	22.8	41.5	16.3	38.0	37.6	5.1	72.1	11.2
	70 歳 以 上	264	68.6	72.4	16.7	27.6	7.2	25.0	24.6	4.5	55.3	6.9
未既婚	結 婚 し て い る	950	85.5	87.3	28.6	47.5	19.6	47.4	33.8	3.4	74.3	10.4
	離 婚 ・ 死 別 し た	119	43.7	40.3	15.1	21.0	13.4	24.3	15.1	10.1	35.3	11.8
	結 婚 し て い な い	140	64.3	66.4	27.8	35.0	17.1	34.3	22.9	9.3	57.8	15.0
職 業	自 営 (農 林 漁 業)	105	81.9	83.8	18.1	37.2	16.2	36.2	38.1	5.8	61.9	7.7
	自営(商工サービス等)	76	85.5	85.6	35.5	52.7	27.7	52.7	38.1	9.2	76.3	9.2
	会 社 役 員 ・ 経 営 者	24	95.8	91.7	33.3	41.7	20.8	45.8	45.9	0.0	87.5	12.5
	正 規 従 業 員	312	75.7	76.3	26.3	46.4	18.0	45.2	27.5	3.5	67.0	13.5
	非 正 規 従 業 員	201	88.1	88.1	39.8	53.3	30.3	59.2	33.9	6.0	77.1	14.5
	専 業 主 婦 ・ 主 夫	192	88.5	87.5	34.4	46.3	17.2	46.8	33.3	3.6	79.2	9.4
	内 職 ・ 学 生 ほ か	39	71.7	79.4	28.2	38.4	20.5	41.0	35.9	10.3	66.7	18.0
	無 職	263	63.9	69.2	12.5	29.7	9.1	26.6	21.7	3.8	53.6	7.2
地 域	津	701	76.9	77.4	32.7	42.2	19.6	45.1	28.9	5.0	66.3	11.9
	久 居	145	71.0	75.2	23.4	35.2	13.8	31.1	22.8	4.8	62.8	8.9
	河 芸	62	79.0	82.3	24.2	46.8	25.8	51.6	35.4	1.6	77.5	9.7
	芸 濃	34	85.3	94.1	14.7	58.8	14.7	53.0	47.1	2.9	64.7	2.9
	美 里	32	96.9	90.7	12.5	56.3	15.6	40.6	43.8	6.3	81.3	12.6
	安 濃	50	80.0	86.0	18.0	48.0	22.0	46.0	30.0	4.0	68.0	12.0
	香 良 洲	40	90.0	92.5	27.5	60.0	17.5	60.0	42.5	7.5	87.5	12.5
	一 志	56	91.1	91.0	17.8	42.8	16.1	35.7	32.2	7.2	80.4	12.5
	白 山	47	83.0	78.7	10.7	34.1	10.7	31.9	23.4	2.1	63.8	10.7
	美 杉	44	79.6	81.9	9.0	45.5	22.7	43.2	43.2	4.5	63.6	6.8

注1：割合は、「ほとんど女性がする」と「女性が中心だが男性もする」の合計

平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

家庭において主に介護を行っている人

(介護されている人からみた続柄)



● 配偶者が介護している家庭 27.5%

● 女性が介護している家庭 40.5%

〈女性の内訳〉

母	13.8%
息子の妻	11.7%
娘	13.3%
姉妹	1.7%

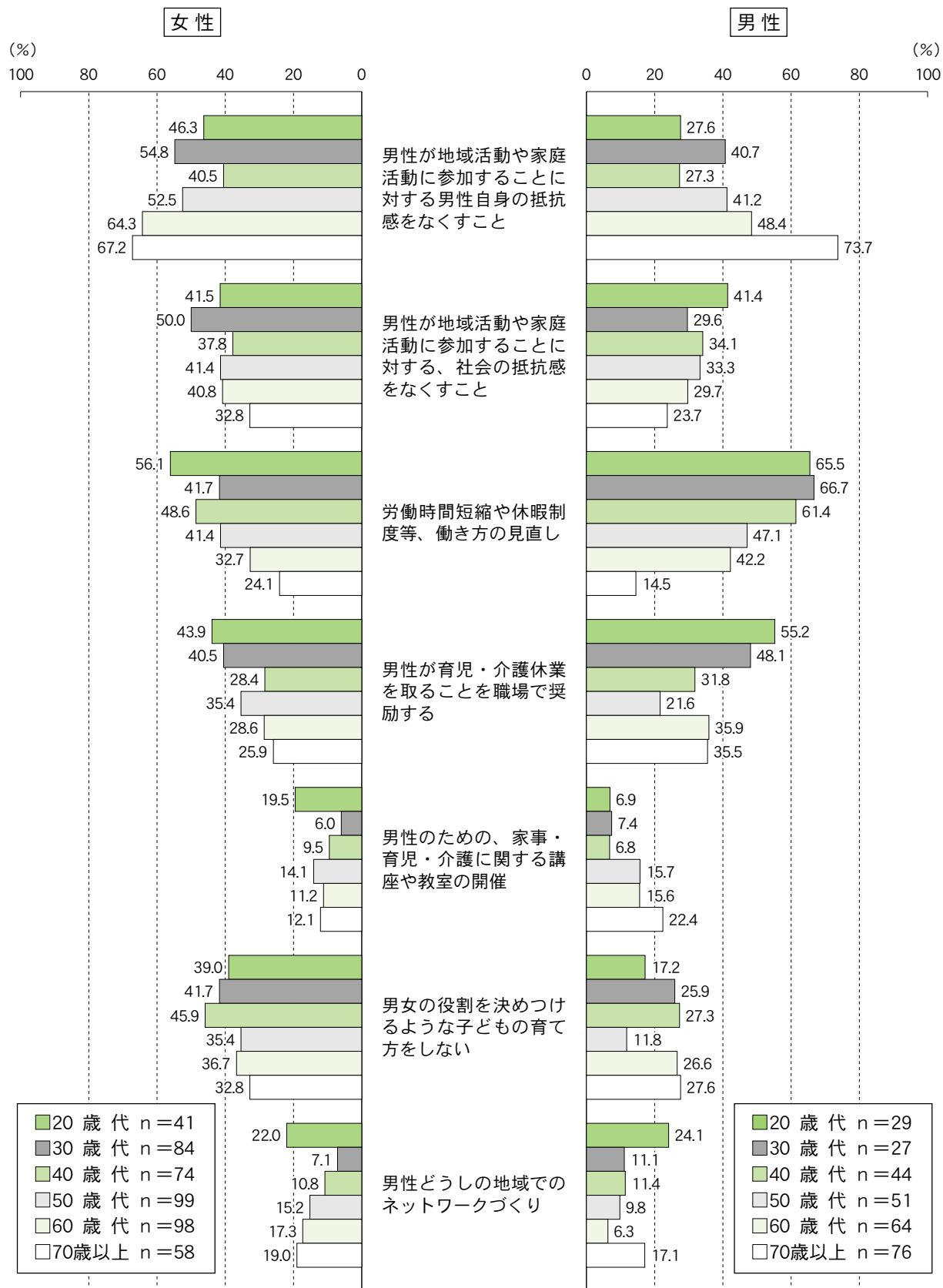
● 男性が介護している家庭 10.1%

〈男性の内訳〉

父	6.3%
息子	2.1%
兄弟	1.7%

平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

男性の地域活動や家庭活動への参画のために必要なこと（複数回答）



平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

【施策の方向】

①地域における男女共同参画の促進

啓発による男女共同参画意識の浸透とともに、地域リーダーの育成やボランティア活動への支援、男性の地域活動への参加促進など、地域における男女共同参画を促進します。

②家庭における男女共同参画の促進

これまで女性が担うことが多かった家庭生活での家事・育児・介護などを、男女一人ひとりが家族の一員として主体的に担っていくために、意識啓発を行うとともに、男女がともに協力して活動できるよう講座・セミナー等の開催など、男女共同参画の視点に立った学習機会の充実に努め、家庭における男女共同参画を促進します。

③子育て・介護支援の充実

誰もが安心して子育てできる環境の整備や子育てを支援するサービスの充実に努めます。また、介護者の負担を軽減するため、各種介護制度の普及啓発や介護支援策の充実など、介護を社会的に支える環境づくりに努めます。

④一人親、高齢者及び障がい者家庭等への自立や生活の安定のための支援

一人親、高齢者及び障がい者家庭等においては、家事や育児、介護と生計を維持していくことの両立が困難な場合があるため、自立や生活の安定のための社会的・経済的な支援を行うとともに、相談体制の整備・充実に努めます。

【施 策】

No.	事業名	事業概要等	課名
1	「広報津」・ホームページの活用及びメディアへの情報提供 【再掲目標Ⅰ】	「広報津」・ホームページを通じ、男女の人権・男女共同参画社会の実現に向けた様々な特集を登載し、意識の啓発に努めるとともに、様々な情報をメディアに提供し、地域や家庭における男女共同参画を促進します。	広報室
2	地域情報センターの活用促進 【再掲目標Ⅰ、Ⅲ】	「IT研修室」及び「IT市民広場」に設置のパソコンを利用いただくことにより、情報リテラシーの向上等を支援します。	情報企画課
3	地域におけるコミュニティづくりとNPO等との連携推進	市民活動センターにおいて、コミュニティ情報や行政情報の提供を行い、様々な地域活動を行うコミュニティ団体を支援します。	市民交流課
4	市民センター・会館、市民活動センターの活用促進	自主グループの活動やNPO団体の活動の拠点として、また、地域活動の拠点として、市民センター及び地区会館等の施設利用の促進を図ります。	市民交流課

No.	事業名	事業概要等	課名
5	出張所会議室の開放	出張所については、地域に開かれたコミュニティ施設として、地域におけるコミュニティ活動の支援を図ることを目的として活用します。	市民交流課
6	ワイワイガヤガヤフェスタの開催と参加促進	市民と外国人居住者の交流、また、外国人居住者同士の交流を目的として、互いの文化に触れ、参加者と来場者がともに参画する場を設けます。	国際・国内交流室
7	「国際交流デー」事業の実施と参加促進	外国人居住者と市民の交流を図ることを目的とした「国際交流デー」を開催し、広く諸外国を紹介するとともに、姉妹都市（オザスコ市）及び友好都市（鎮江市）との交流事業と併せて実施し、諸外国への市民の関心を深めるとともに外国人居住者と市民の相互理解を図ります。	国際・国内交流室
8	男女共同参画等についての意見交換をする機会の支援	国際交流事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、本市の事業に協力・参画している団体やボランティアから意見を聴取するとともに、団体、個人の意見交換の場を設けます。	国際・国内交流室
9	家庭内での男女共同参画意識づくりの促進	市民人権問題講演会などあらゆる機会を通じて、家庭内での男女共同参画意識づくりの促進を図ります。	人権課
10	「広報津」・ホームページの活用及びメディアへの情報提供【再掲目標Ⅰ】	「広報津」・ホームページを通じ、男女の人権・男女共同参画社会の実現に向けた様々な特集を登載し、意識の啓発に努めるとともに、様々な情報をマイアに提供し、地域や家庭における男女共同参画を促進します。	人権課
11	男女共同参画フォーラムの開催【再掲目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】	公募市民で構成される実行委員会と行政との協働でフォーラムを開催し、地域や家庭における男女共同参画を促進します。	男女共同参画室
12	男女共同参画セミナーの充実【再掲目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】	市民を対象としたセミナーや講座を通じて、地域住民の男女共同参画意識の高揚を図り、男女共同参画を促進します。	男女共同参画室
13	情報紙「つばさ」の発行【再掲目標Ⅰ、Ⅲ】	本市をはじめ、国や他自治体の男女共同参画に関する取組や事業についての情報を提供し、地域や家庭における男女共同参画を促進します。	男女共同参画室
14	男女共同参画推進団体登録事業の推進（ネットワークの構築）	男女共同参画に関する活動を行っている市民団体等を登録し、団体の活動を支援するとともに、地域における男女共同参画の促進を図ります。	男女共同参画室

No.	事業名	事業概要等	課名
15	「広報津」・ホームページの活用及びメディアへの情報提供【再掲目標Ⅰ】	「広報津」・ホームページを通じ、国や他自治体の取組や事業についての情報や男女の人権・男女共同参画社会の実現に向けた様々な特集を登載し、意識の啓発に努めるとともに、様々な情報をメディアに提供し、地域や家庭における男女共同参画を促進します。	男女共同参画室
16	三重県男女共同参画センター等の活用	男女共同参画に関する各種講座への参加促進及び施設の活用を図ります。	男女共同参画室
17	男女共同参画に関する会議等開催の周知	男女共同参画社会の実現をめざし、女性リーダーの育成、地域での取組を促進するため、日本女性会議をはじめとする各種会議等開催について周知に努めます。	男女共同参画室
18	アストプラザの活用促進	地域における個人・団体などの活動・学習の場として、また、情報提供施設として活用することで、コミュニティ活動及び社会活動の参画を促すことを目的として施設の活用促進を図ります。	アストプラザ
19	リージョンプラザの活用促進	地域における個人・団体などの活動・学習の場として、また、情報提供施設として活用することで、コミュニティ活動及び社会活動の参画を促すことを目的として施設の活用促進を図ります。	リージョンプラザ
20	民生委員・児童委員の活動支援の推進	地域における身近な相談者として国から委嘱された民生委員・児童委員の活動推進を図るため、情報の提供や知識、資質の向上のための支援を行います。	福祉政策課
21	※ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（バリアフリーの実施）	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に努めます。 また、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての市民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざし、公共建築物等のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化に努めます。	福祉政策課
22	保育サービスの充実	延長・休日・障がい児・一時・特定など各保育所事業など保育サービスの充実に努めます。	こども家庭課
23	育児相談事業の充実	保育所の有する子育てに関する知識、経験、技術を活用して、市内全保育所で園長や保育士による育児相談を充実します。	こども家庭課
24	母子・寡婦等福祉事業の充実	一人親家庭の児童に小学校入学時と中学校卒業時に祝品を支給します。 生活の安定と児童の福祉向上のため、子育てや生活に関する各種情報の提供を行います。また、母子家庭等の就業に関し、母子自立支援プログラム策定員が、ハローワークと連携して就業相談を行います。	こども家庭課

No.	事業名	事業概要等	課名
25	子育て支援ボランティアの活用促進	子育てを支援するボランティアを育成するとともに、子育て支援ボランティアとして活躍する人材確保と活用を促進します。	こども総合支援室
26	地域子育て支援サポーター養成講座の充実	地域において「子育てのパートナー」となって、子育て支援をしていただくボランティアの養成講座を充実します。	こども総合支援室
27	「あそびの広場」の実施と参加促進	親子で自由に参加できる遊びの場として市民活動センター3階で「あそびの広場」を開催し、母親の育児ストレスによる児童虐待等を未然に防ぐとともに、保育士等による育児相談を行います。	こども総合支援室
28	子育て支援短期利用事業の充実	家庭で一時的に子どもの養育が困難になったとき、児童養護施設等（原則7日以内）で預かります。	こども総合支援室
29	家庭児童相談事業の充実	18歳までの児童についての子育てに関する悩みや不安について、来所、電話・巡回による相談を充実します。	こども総合支援室
30	在宅介護支援センター事業の実施	市にかわる公的な地域の相談窓口として介護・福祉に関する相談、公的サービスの申請代行、高齢者実態把握を行います。	高齢福祉課
31	介護給付の実施	ホームヘルプサービス、ショートステイ、生活介護等の介護の支援に対し給付を行います。	障がい福祉課
32	訓練等給付の実施	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム等の訓練等の支援に対し給付を行います。	障がい福祉課
33	介護保険居宅サービス基盤整備	平成18年4月の介護保険制度の改正により、「高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるよう、365日、24時間の介護の安心を提供するサービス」として、「地域密着型サービス」が創設され、市が事業者の指定及び指導・監督を行います。	介護保険課
34	介護保険制度活用 の啓発 【再掲目標Ⅳ】	自治会、婦人会等の各種団体が主催する会合の中に積極的に参加し、加えて在宅介護支援センターや居宅介護支援事業の協力を得て個別の説明も強化します。あわせて、パンフレットの作成、「広報津」への登載等の広報活動を実施します。	介護保険課
35	介護保険サービスの 質的向上の推進	介護支援専門員や訪問介護員をはじめとする介護保険サービスに携わる人材の研修企画を充実させ、質的向上に努めます。 また、これまでの集団処遇のサービスから、個人の人格やプライバシーを尊重した支援への移行を進めるとともに、利用者からサービス提供にかかる相談窓口の整備を進めます。	介護保険課

No.	事業名	事業概要等	課名
36	一人親家庭等医療費助成	18歳未満の児童を養育している配偶者のない母又は父及び児童、父母のいない18歳未満の児童を対象に、支払った医療費の一部を助成します。	医療助成室
37	子育て広場「エンジェル」の開催と参加促進	母子保健推進員（子育て支援ボランティア）による子育てひろば「エンジェル」を開催し、乳幼児を持つ保護者の交流の場を提供します。	保健センター
38	母子保健推進員活動（子育て支援ボランティア活動）の充実と活用	子育てを支援するボランティアとして活躍する母子保健推進員を育成し、活用を図ります。 母子保健推進員は市内各地域の対象となる家庭を訪問することにより、母子保健制度についての説明、妊娠中の心配事、育児の相談等を充実します。	保健センター
39	小児救急医療の充実	近年の核家族化などの社会情勢の変化や共働き夫婦の増加など、保護者の状況の変化にともない、子どもの異常に夜間でないと気づかない場合が増えてきているため、夜間こども応急クリニックにおける小児救急医療体制の充実を図ります。	保健センター
40	企業内保育所の設置促進の啓発 【再掲目標Ⅳ】	働く女性の就労形態の多様化に対応するため、企業内保育所の設置促進の啓発を図ります。	商業労政振興課
41	再就職希望者支援事業の推進 【再掲目標Ⅳ】	妊娠・出産・育児などを理由として退職し、将来再就職を希望する者を対象とした再就職希望者支援事業を推進し、（財）21世紀職業財団との共催で、「再就職準備（Re・Beワーク）セミナー」の開催を進めます。	商業労政振興課
42	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 （バリアフリーの実施）	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に努めます。 また、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての市民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざし、公共建築物等のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化に努めます。	交通政策課
43	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 （バリアフリーの実施）	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に努めます。 また、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての市民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざし、公共建築物等のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化に努めます。	建築指導課

No.	事業名	事業概要等	課名
44	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (バリアフリーの実施)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に努めます。 また、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての市民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざし、公共建築物等のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化に努めます。	建設維持課
45	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (バリアフリーの実施)	「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、公共建築物等のバリアフリー化に努めます。さらに、「津市交通バリアフリー基本構想」に基づき、公共交通機関を利用する高齢者、身体障がい者等の移動における身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図ります。	建設維持課
46	子育て支援ボランティアの活用	子育てを支援するボランティアを育成するとともに、子育て支援ボランティアとして活躍する人材確保と活用を図ります。	教育研究支援課
47	幼稚園における子育て支援の充実	子育てに対する学習や交流を行うことができるよう、余裕保育室を活用した「未就園児親子登園日」、「園庭開放日」や幼稚園からの情報発信、学習機会の提供を通じ、家庭における子育て支援を充実します。	教育研究支援課
48	「あそびの広場」「にこにこキッズ」の実施と参加促進	親子で自由に参加できる遊びの場として市民活動センター3階「あそびの広場」、北部市民センター2階「にこにこキッズ」を開催し、育児相談等による母親の育児不安の解消や、家庭教育支援講座の開催等による子育て支援を行います。	教育研究支援課
49	「家庭の日」の周知と啓発 【再掲目標Ⅳ】	心身ともに健全な青少年の育成を促進し、心豊かな家庭生活を送るためには、家庭の役割の重要性を一人ひとりが認識し、親子の愛情、また、夫婦が互いの信頼関係をつくることのできるよう啓発を進めます。そこで、毎月第3日曜日の「家庭の日」の周知と啓発に努めます。	生涯学習課
50	放課後児童対策の充実	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	生涯学習課
51	公民館の活用促進 【再掲目標Ⅲ】	生涯学習活動や地域活動など多様な市民活動の場となる公民館の利用の促進を図ります。	生涯学習課
52	地域や家庭における男女共同参画意識づくりの促進	公民館講座を通じて、地域や家庭における男女共同参画意識の促進を図ります。	生涯学習課 (公民館)

【現状と課題】

- すべての人は、人権を尊重され、自分らしく生き、社会生活を営む権利を保障されなくてはなりません。残念ながら、現実には暴力的行為や人権侵害は、社会に広く存在しています。配偶者や親密な関係にある者からの※ドメスティック・バイオレンスは、今まで家庭内の問題、個人の問題とされてきたため、表面には出にくい状況にありました。また経済的に弱い立場の女性が被害者になった場合は、自立できないために加害者から逃れることができず、被害を受け続ける状況になってしまいます。
- 一方、※セクシュアル・ハラスメントや※パワー・ハラスメントなどのさまざまなハラスメントは、職場に限らず地域や学校でも起こっており、個人が能力を発揮し、安心して活動をする妨げとなっています。また、幼い子どもや介護が必要な高齢者に対する虐待や、同居する子どもから親や祖父母などへの暴力も増えつつあり、社会的な問題となっています。
- 市民意識調査では、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントとも深刻な被害は結果には出ていませんが、何らかの被害を受けたことがあると答えた人は、どちらも約4割にのぼっています。
- ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、虐待などは、重大な人権侵害であることを周知し、いかなる暴力も許さないという意識を醸成して、それを防止するとともに、他の機関と連携した相談体制の整備や被害者への支援が必要となっています。



ドメスティック・バイオレンスの「被害経験あり」の割合（種類別）

(%)

		該当者数 (人)	全体	身体的暴力			精神的暴力			性的暴力				社会的暴力			経済的暴力		その他		
				①ものを投げつけたり、叩いたりする	②殴るふりをして、おどす	③包丁などで脅す	④何を言っても無視する	⑤大切にしているものをわざと壊したり、捨てたりする	⑥避妊に協力しない	⑦意に反して性的な行為を強要する	⑧見たくないのにアダルトビデオやアダルト雑誌を見せる	⑨外出を制限する	⑩交友関係や電話を細かく監視する	⑪「誰のおかげで食べていけるのか」という							
全 体		1,226	40.1	22.9	20.3	10.9	1.4	23.7	23.3	7.4	8.5	6.8	9.5	4.1	14.0	11.7	8.6	12.3	12.3	1.5	
性	女 性	679	46.8	28.1	25.3	13.5	1.6	25.8	25.2	8.4	11.9	9.1	13.8	5.5	18.4	16.3	11.1	16.6	16.6	1.8	
	男 性	520	32.5	16.7	14.4	7.7	1.4	21.5	21.3	6.2	4.2	4.3	4.1	2.5	8.7	6.1	5.6	6.9	6.9	1.2	
年 齢	2 0 歳 代	104	37.5	19.2	16.3	14.5	2.9	18.3	18.3	9.6	10.6	10.5	9.6	2.9	13.5	8.7	11.6	9.6	9.6	2.0	
	3 0 歳 代	171	48.5	29.2	26.3	14.0	2.4	25.1	24.5	7.1	12.9	11.1	12.3	3.5	14.6	12.3	11.7	11.7	11.7	2.4	
	4 0 歳 代	168	44.6	22.0	20.3	8.4	1.8	27.4	26.8	8.9	6.5	4.8	8.4	3.0	15.5	10.7	11.3	15.4	15.4	1.2	
	5 0 歳 代	235	44.7	28.1	23.4	14.4	1.3	27.7	26.8	10.6	9.8	7.7	14.5	6.4	21.3	19.6	11.0	18.3	18.3	0.4	
	6 0 歳 代	258	41.1	24.4	22.5	11.2	1.2	27.5	27.5	5.8	7.4	5.5	6.6	6.2	12.4	11.3	6.6	12.8	12.8	1.6	
	7 0 歳 以上	264	29.9	15.9	14.4	6.1	0.8	16.3	15.9	4.6	6.4	5.4	7.2	1.9	8.7	7.6	3.8	6.4	6.4	1.9	
性 別 × 年 齢	女 性	2 0 歳 代	57	35.1	14.0	14.0	10.6	1.8	15.8	15.8	12.3	14.0	14.1	15.8	5.3	12.3	8.8	12.3	10.5	10.5	1.8
		3 0 歳 代	110	55.5	33.6	29.1	17.2	1.8	27.3	26.3	8.2	16.4	13.6	17.2	4.5	18.2	15.5	14.5	15.4	15.4	1.8
		4 0 歳 代	101	46.5	24.8	22.8	8.9	3.0	26.7	25.8	8.0	9.9	7.0	12.9	5.0	17.8	12.9	12.9	20.8	20.8	2.0
		5 0 歳 代	137	55.5	35.0	29.2	19.0	2.2	31.4	30.7	11.7	13.1	9.5	20.4	7.3	29.9	28.5	15.3	24.8	24.8	0.7
		6 0 歳 代	150	47.3	30.0	28.6	14.0	0.7	31.3	31.3	6.7	10.7	7.3	8.7	7.3	16.0	15.3	7.4	16.7	16.7	2.0
		7 0 歳 以上	123	35.0	22.8	21.1	9.0	0.8	15.4	14.6	5.7	8.9	6.5	9.8	2.4	12.2	11.4	5.7	8.2	8.2	2.4
	男 性	2 0 歳 代	47	40.4	25.5	19.2	19.1	4.2	21.3	21.3	6.4	6.4	6.4	2.1	0.0	14.9	8.5	10.6	8.5	8.5	2.1
		3 0 歳 代	61	36.1	21.3	21.4	8.2	3.2	21.3	21.3	4.9	6.6	6.5	3.2	1.6	8.2	6.5	6.5	4.9	4.9	3.2
		4 0 歳 代	67	41.8	17.9	16.4	7.5	0.0	28.4	28.4	10.4	1.5	1.5	1.5	0.0	11.9	7.5	9.0	7.5	7.5	0.0
		5 0 歳 代	98	29.6	18.4	15.3	8.2	0.0	22.4	21.4	9.2	5.1	5.1	6.1	5.1	9.2	7.1	5.1	9.2	9.2	0.0
		6 0 歳 代	108	32.4	16.7	13.9	7.4	1.9	22.2	22.2	4.7	2.8	2.8	3.7	4.6	7.4	5.6	5.5	7.4	7.4	0.9
		7 0 歳 以上	139	25.9	10.1	8.6	3.6	0.7	17.3	17.2	3.6	4.3	4.3	5.0	1.4	5.8	4.3	2.1	5.0	5.0	1.4
未 既 婚	結婚している	950	42.4	24.6	21.9	11.2	1.6	26.5	26.1	8.0	8.6	6.8	9.2	4.1	14.3	12.1	8.7	13.2	13.2	1.4	
	離婚・死別した	119	37.0	20.2	19.3	8.4	0.0	18.5	16.8	5.9	9.2	7.6	12.6	2.5	17.6	15.2	9.2	10.1	10.1	1.7	
	結婚していない	140	29.3	14.3	12.2	10.7	2.1	12.1	12.1	5.7	7.1	6.5	10.0	5.7	9.3	7.2	7.9	10.0	10.0	2.8	

注：「被害経験あり」は、「何度もあった」と「1、2度あった」の合計

平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

セクシュアル・ハラスメントの「被害経験あり」の割合（種類別）

(%)

				該当者数（人）	全体	①宴会などでお酌やデュエットを強要された	②容姿をたびたび話題にされた	③職場で異性に体を触られた	④聞きたくないのに露骨な性的な話を聞かされた	⑤地位を利用した性的な誘いを受けた	⑥「結婚はまだ？」「子供はまだ？」などとプライバシーを詮索された	⑦上司の誘いを断ったため、職場にいづらくなった	その他	
全 体				1,226	36.3	19.0	19.0	15.5	16.8	4.7	19.1	1.7	0.4	
性	女	性		679	47.6	26.8	25.0	24.8	24.8	7.5	25.2	1.0	0.6	
	男	性		520	22.5	9.2	11.8	4.2	6.7	1.2	12.0	2.7	0.0	
年 齢	20	歳	代	104	50.0	19.2	29.8	21.1	23.1	4.8	29.8	1.0	0.0	
	30	歳	代	171	66.1	36.3	42.7	33.3	25.7	6.4	47.9	2.4	0.0	
	40	歳	代	168	54.8	29.8	30.3	19.1	23.2	7.2	35.7	3.6	0.6	
	50	歳	代	235	41.3	22.2	21.3	21.7	20.9	6.4	17.9	2.6	0.4	
	60	歳	代	258	23.3	12.4	8.5	9.0	13.6	4.3	5.1	0.8	0.8	
	70	歳	以 上	264	9.8	5.3	1.5	1.9	4.9	1.1	1.9	0.8	0.0	
	性 × 年 齢	女 性	20	歳	代	57	66.7	28.1	36.9	29.8	35.1	8.8	43.9	1.8
30			歳	代	110	75.5	50.0	50.0	49.1	36.4	10.0	53.7	0.9	0.0
40			歳	代	101	64.4	39.6	36.6	29.7	31.7	11.9	41.6	3.0	1.0
50			歳	代	137	54.7	29.9	29.2	32.1	30.6	9.5	22.6	0.7	0.7
60			歳	代	150	30.0	16.0	10.0	13.3	18.7	5.3	7.4	0.0	1.4
70			歳	以 上	123	13.8	4.9	1.6	2.4	5.7	1.6	2.4	0.8	0.0
男 性		20	歳	代	47	29.8	8.5	21.3	10.7	8.5	0.0	12.8	0.0	0.0
		30	歳	代	61	49.2	11.5	29.6	4.9	6.6	0.0	37.7	4.9	0.0
		40	歳	代	67	40.3	14.9	20.9	3.0	10.5	0.0	26.9	4.5	0.0
		50	歳	代	98	22.4	11.3	10.2	7.1	7.2	2.0	11.2	5.1	0.0
		60	歳	代	108	13.9	7.4	6.5	2.8	6.5	2.8	1.9	1.9	0.0
		70	歳	以 上	139	6.5	5.7	1.4	1.4	4.4	0.7	1.4	0.7	0.0
未既婚	結 婚 し て い る			950	35.3	19.4	18.7	14.7	16.4	4.5	17.8	1.5	0.2	
	離 婚 ・ 死 別 し た			119	31.9	20.1	14.3	16.8	14.3	6.7	10.9	2.5	1.7	
	結 婚 し て い な い			140	49.3	17.2	27.8	22.1	22.1	3.6	37.8	1.4	0.0	
職 業	自 営（農 林 漁 業）			105	22.9	16.2	12.4	11.5	13.4	3.8	9.5	3.8	0.0	
	自営(商工サービス等)			76	43.4	21.1	19.8	14.4	19.8	2.6	18.4	1.3	0.0	
	会 社 役 員 ・ 経 営 者			24	16.7	12.5	12.5	4.2	4.2	0.0	12.5	0.0	0.0	
	正 規 従 業 員			312	43.9	19.2	24.7	17.0	16.0	3.2	27.6	1.9	0.6	
	非 正 規 従 業 員			201	49.3	27.4	26.4	25.4	24.4	8.5	24.9	2.0	0.0	
	専 業 主 婦 ・ 主 夫			192	49.0	29.7	26.6	25.6	26.0	8.3	28.6	0.5	0.5	
	内 職 ・ 学 生 ほ か			39	33.3	10.2	23.0	10.2	17.9	5.1	15.4	0.0	0.0	
	無 職			263	15.2	7.9	4.6	3.8	7.2	1.9	4.2	1.6	0.4	

注：「被害経験あり」は、「何度もあった」と「1、2度あった」の合計

平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

【施策の方向】

①ドメスティック・バイオレンス等の防止

配偶者や親密な関係にある者からのドメスティック・バイオレンスなどの暴力や虐待は、絶対に許されるべきものではないということを広報・啓発し、いかなる暴力も許さないという意識を醸成して、その防止に努めます。

②セクシュアル・ハラスメント等の防止

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどさまざまなハラスメントは、個人が能力を発揮し、安心して活動する妨げとなっていることを広報・啓発し、その防止と健全な活動・就労・学習等の環境確保に努めます。

③相談・支援体制の整備と充実

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの防止に関して、他の機関と連携した相談体制の整備や被害者への支援の充実に努めます。

【施 策】

No.	事業名	事業概要等	課名
1	市の作成する広報、刊行物の表現に対する配慮の徹底 【再掲目標Ⅰ】	各課において広報・刊行物を作成する上で、「男女共同参画推進条例」及び「人権が尊重される津市をつくる条例」の理念を踏まえ、市職員一人ひとりが差別的及び暴力的行為を容認したり、助長する表現にならないよう、自己チェックに努め、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	全 広 報 庁 室
2	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題に対する周知・徹底および相談 【再掲目標Ⅳ】	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題に対して、その防止のために各所属に対しての周知・徹底を行うとともに、引き続き相談窓口を設け、相談等に適切に対処します。	人 事 課
3	暴力追放津市民会議による啓発活動の推進	あらゆる暴力を排除するため、市、津警察署、津南警察署及び暴力追放に取り組む各種団体が連携し、市民会議を設置。公共交通機関等への広告や街頭等で啓発を行うことで、平和で明るい社会を築くことに努めます。	市 民 交 流 課
4	津市防犯協会による防犯啓発活動の推進	明るく住みよいまちづくりをめざし、津市防犯協会を設置し、自治会が設置する防犯灯に対する補助や少年の非行防止、健全育成など市民の防犯思想の高揚に努めます。	市 民 交 流 課
5	女性に対する暴力の防止に関する法律等の周知	「男女共同参画フォーラム」等のイベントや講座を通じて女性に対する暴力の防止に関する法律等の周知に努めます。	男女共同参画室

No.	事業名	事業概要等	課名
6	相談事業の充実	身の回りの様々な問題に対し、専門の相談員が電話・面接により相談を受け、適切な対応をします。	男女共同参画室
7	女性のための法律相談事業の充実	女性の身の回りの様々な問題に対し、女性弁護士が面接により相談を受け、適切な対応をします。	男女共同参画室
8	相談事業に関する啓発の推進	各種相談機関の機能、利用方法について、「広報津」、リーフレット、インターネット等を活用し、広く市民への周知に努めます。	男女共同参画室
9	女性のための相談事業の充実	女性の身の回りの様々な問題に対し、相談員が電話・面接により相談を受け、適切な対応をします。各種相談機関の機能、利用方法について、「広報津」やインターネット等を活用し、広く市民への周知に努めます。	こども家庭課
10	DVなど女性に対する暴力、性犯罪の防止及び被害者支援の充実	ドメスティック・バイオレンスなどの防止について、市民意識を高揚させるため啓発を行います。また、DV被害女性の一時保護など適切な対応や支援を図るため、県女性相談所、警察相談窓口等と連携を進めます。	こども家庭課
11	児童虐待防止の啓発の推進	関係機関や学識経験者等で「児童虐待防止等ネットワーク会議」を組織して連携を図り、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応や児童の健全な成長に関する取組を推進します。 また、学校においては、啓発リーフレットの配布、研修会等の開催を通じ、児童虐待防止法、児童虐待防止マニュアルの周知徹底と実践化を図ります。	こども総合支援室
12	職場等におけるセクシュアル・ハラスメントに対する防止対策の実施 【再掲目標Ⅳ】	職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発と職場における意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。また、トラブルの解決を援助する相談機関を紹介します。また、三重労働局と連携するとともに、中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンターの活用を図り、勤労者の福祉向上に努めます。	商業労政振興課
13	職場等におけるセクシュアル・ハラスメントに対する防止対策の実施 【再掲目標Ⅳ】	職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発と職場における意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。また、トラブルの解決を援助する相談機関を紹介します。 学校においては、啓発リーフレットの配布等を通じ、セクシュアル・ハラスメント防止の周知・徹底を図ります。	学校教育課
14	児童虐待防止の啓発の推進	関係機関や学識経験者等で「児童虐待防止等ネットワーク会議」を組織して連携を図り、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応や児童の健全な成長に関する取組を推進します。 また、学校においては、啓発リーフレットの配布、研修会等の開催を通じ、児童虐待防止法、児童虐待防止マニュアルの周知徹底と実践化を図ります。	教育研究支援課

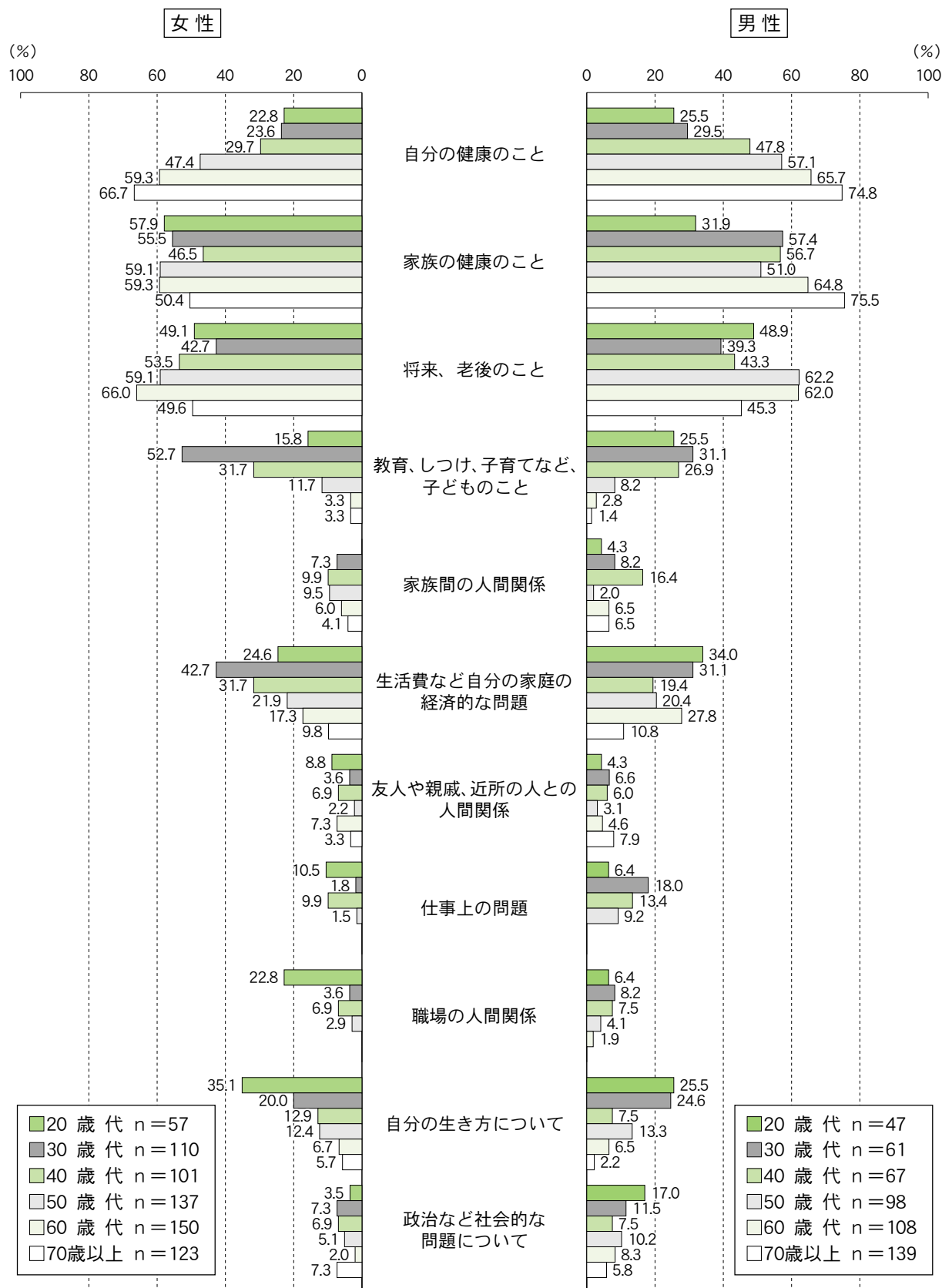
No.	事業名	事業概要等	課名
15	相談事業に関する啓発の推進	各種相談機関の機能、利用方法について、「広報津」、リーフレット、インターネット等を活用し、広く市民への周知に努めます。	教育研究支援課
16	人権出前講座 (子どもを暴力から守るセミナー)の充実	市内の小学校において、小学生とその保護者を対象とした子どもを暴力から守るセミナーを実施します。	人権教育課
17	愛の声かけ運動の拡充(少年非行の未然防止)	津市青少年センターを活動拠点としながら、地区育成指導委員会による育成指導、非行防止活動、環境浄化活動を行うとともに、関係機関・団体との連携強化、迅速な対応を目的として青少年サポート会議を設置します。また、広く市民各層や地域における関心を高めるため、「広報津」、インターネットを利用した広報活動を行います。	生涯学習課
18	青少年相談活動の充実	非行その他の問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、津市青少年センターや学校、適応指導教室等において相談を行うとともに、関係機関と連携し適切な援助を行います。あわせて、相談担当者の資質の向上を図るため、カウンセリング技術等の研修を行います。	生涯学習課
19	「SOSの家」の設置拡充	子どもたちが登下校や放課後に危害に遭いそうになった時、助けを求められるように目印となる旗を家等に立てて協力いただくもので、市民への注意喚起と啓発を呼び掛け、この種の犯罪の抑制効果を図ることを目的として設置します。	生涯学習課
20	青少年に対する有害な図書(ビデオ・DVD等を含む)、広告等の有害環境の浄化	「三重県青少年健全育成条例」の規定に基づき指定された有害図書等の青少年に対する健全育成の有害物に対し、その有害環境の浄化を推進するため、関係業界との意見交換や協力要請を行うとともに、市民等の協力により環境浄化に努めます。	生涯学習課
21	性の商品化を許さない意識づくりの周知・徹底	警察を中心とし、少年の性や暴力等の逸脱行為を誘発、助長する有害環境の浄化活動や児童売春事犯をはじめとする少年の福祉や心身に有害な影響を与える犯罪に対応します。	生涯学習課

【現状と課題】

- 男女が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、男女共同参画社会を実現する上で非常に重要です。そのためには、乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、それぞれが生涯の各段階に応じた健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康づくりのための総合的な支援が求められています。とりわけ、女性は、妊娠・出産など生涯の各段階で女性だけの特性があり、その特性に応じたきめ細かな健康支援が必要とされています。
- 一方、昨今の厳しい社会経済情勢の中で、男性はストレスや長時間労働などで心身ともに疲れ果て、健康を害することが多くなっています。さらに、男性の更年期障害、中高年の自殺や過労死の増加も、大きな社会問題となっており、男性の健康への配慮や支援の必要性はますます増えるものと思われます。
- また、市民意識調査では、心配なことがらとして、家族や自分の健康をあげる人が男女とも約6割と非常に多く、健康でいきいきと暮らすことが市民共通の願いとなっています。
- 男女が、健やかな毎日を過ごし、互いの身体的特質を理解した上で、相手の健康に思いやりを持って、いろいろな活動に参画できるよう、心身の健康についての正しい知識の情報提供や予防のための健康診査、相談体制の整備・充実など、男女の生涯を通じた心身の健康づくりに向けてのさまざまな施策が求められています。



特に心配なことについて（複数回答）



平成19年7月実施 男女共同参画に関する市民意識調査結果から抜粋

【施策の方向】

①生涯の各段階に応じた男女の健康への支援

男女が、健やかな毎日を過ごし、互いの身体的特質を理解した上で、相手の健康に思いやりを持って、いろいろな活動に参画できるよう、乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、生涯の各段階に応じた健康づくりのための総合的な支援を行います。

②妊娠・出産期等の女性の健康支援

女性には、妊娠・出産期など女性だけの特性があり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面する女性の健康づくりについて、その特性に応じたきめ細かな健康支援に努めます。

③相談・支援体制の整備と充実

生涯を通じた男女の心身の健康づくりを支援するため、相談・支援体制の整備と充実に努めます。

【施 策】

No.	事業名	事業概要等	課名
1	相談事業の充実 【再掲目標Ⅵ】	身の回りの様々な問題に対し、専門の相談員が電話・面接により相談を受け、適切な対応をします。	男女共同参画室
2	スポーツ・レクリエーションの推進	市民がスポーツ・レクリエーションを通じて生き生きとした健康的な生活をおくるために、スポーツ・レクリエーションへのきっかけづくりとなる教室や大会を開催します。 また、各小学校区にある体育振興会が、地区住民のスポーツ・レクリエーション振興のために行う運動会やハイキングなどの事業を支援します。	スポーツ振興課
3	学校体育施設の開放	スポーツ・レクリエーションができる地域の身近な場として、小・中学校の体育館を学校教育活動の支障のない範囲で開放します。	スポーツ振興課
4	民生委員・児童委員の活動支援の推進 【再掲目標Ⅴ】	地域における身近な相談者として国から委嘱された民生委員・児童委員の活動推進を図るため、情報の提供や知識、資質の向上のための支援を行います。	福祉政策課
5	介護予防事業の実施：介護予防教室等の充実	転倒によるけがや認知症の予防に関する教室等を開催することにより、高齢者の健康保持や要介護状態への移行の防止に努めます。	高齢福祉課

No.	事業名	事業概要等	課名
6	高齢者労働能力活用事業 (シルバー人材センター)	60歳以上で、健康で働く意欲のある人がシルバー人材センターの会員となり、豊かな経験と能力を生かし、補助的、短期的な就業を通じて、自己の労働能力の活用を図ります。	高齢福祉課
7	生活管理指導短期宿泊事業の実施	在宅生活において基本的生活習慣が欠如しているため、社会への適用が困難となっている高齢者や生活環境などにより一時的に養護を必要とする高齢者を対象に、老人福祉施設にて泊まり込みで生活習慣の指導や助言を行ったり、体調の調整を行うことで、要介護状態への進行の予防を図ります。	高齢福祉課
8	老人クラブ事業の促進	概ね60歳以上の方が地域で自主的に組織するクラブで、スポーツやレクリエーション活動を通じて相互の親睦、健康の増進を図るとともに、各種講座や教室活動を行い、教養を高め、生きがいの創出や地域社会との交流を深めます。	高齢福祉課
9	在宅介護支援センター事業の実施 【再掲目標Ⅴ】	市にかわる公的な地域の相談窓口として介護・福祉に関する相談、公的サービスの申請代行、高齢者実態把握を行います。	高齢福祉課
10	敬老事業への助成	各地区社会福祉協議会の敬老事業への助成。	高齢福祉課
11	ひとり暮らし高齢者実態調査の実施	高齢者の緊急時の連絡先などの調査を津市民生委員児童委員連合会に委託し実施。	高齢福祉課
12	介護予防・支援事業の実施	介護予防・地域ケアの推進を図るため、地域包括支援センターを市本庁舎内、久居庁舎内、津市社会福祉協議会白山支部内の3カ所に設置しています。業務内容は、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護、介護予防事業のマネジメントなどで地域の在宅介護支援センターと連携して業務を行います。	高齢福祉課
13	包括的支援事業の実施	介護予防・地域ケアの推進を図るため、地域包括支援センターを市本庁舎内、久居庁舎内、津市社会福祉協議会白山支部内の3カ所に設置しています。業務内容は、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護、介護予防事業のマネジメントなどで地域の在宅介護支援センターと連携して業務を行います。また、指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを行います。	地域包括支援センター
14	介護給付の実施 【再掲目標Ⅴ】	ホームヘルプサービス、ショートステイ、生活介護等の介護の支援に対し給付を行います。	障がい福祉課
15	訓練等給付の実施 【再掲目標Ⅴ】	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム等の訓練等の支援に対し給付を行います。	障がい福祉課

No.	事業名	事業概要等	課名
16	地域生活支援事業の推進	利用者の方々の状況に応じた支援ができるように、移動支援、地域活動支援センター、相談支援、手話通訳者及び要訳筆記者派遣、日常生活用具の給付等を実施しています。	障がい福祉課
17	介護保険居宅サービス基盤整備 【再掲目標Ⅴ】	平成18年4月の介護保険制度の改正により、「高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活続けることができるよう、365日、24時間の介護の安心を提供するサービス」として、「地域密着型サービス」が創設され、市が事業者の指定及び指導・監査を行っています。	介護保険課
18	介護保険サービスの質的向上の推進 【再掲目標Ⅴ】	介護支援専門員や訪問介護員をはじめとする介護保険サービスに携わる人材の研修企画を充実させ、質的向上に努めます。 また、これまでの集団処遇的サービスから、個人の人格やプライバシーを尊重した支援への移行を進めるとともに、利用者からサービス提供にかかる相談窓口の整備を進めます。	介護保険課
19	出産育児一時金の支給	被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として35万円を支給します。	保険年金課
20	津市国民健康保険 出産費資金貸付事業の実施	出産費用が高額なことから、本市の国民健康保険の被保険者の福祉の向上を図るため、出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けます。	保険年金課
21	妊産婦医療費の助成	妊娠5か月以上の妊産婦に対してかかった医療費の一部を助成します。 また、健康診査費として2,500円を助成します。	医療助成室
22	乳幼児医療費の助成	4歳未満の乳幼児を養育している保護者に乳幼児のかかった医療費の一部を助成します。 また、4歳以上義務教育就学前児童を養育している保護者に同児童のかかった医療費の一部（入院のみ）を助成します。	医療助成室
23	不妊治療費助成	不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成します。	医療助成室
24	妊娠・出産・育児にかかわる母子保健事業の充実	安心して妊娠・出産・育児ができ、次代を担う子どもたちの心身の健全な発育、発達を図るため、妊婦や家族と妊娠早期から関わり、出産後の育児がスムーズに行えるよう、母子健康手帳を保健師ができるかぎり交付し、母子保健制度を紹介するとともに、第1子については保健師等が家庭訪問を行います。また、両親学級、育児教室、乳幼児健康相談等を開催し、育児支援を行います。	保健センター

No.	事業名	事業概要等	課名
25	妊婦健康診査・相談の充実	母体の健康保持、増進を目的に妊娠中に5回の健康診査を実施し、異常の早期発見、必要に応じた保健指導を行います。また、里帰り出産等により県外の医療機関等で健康診査を受ける場合は、県内利用と併せて5回の助成を行います。	保健センター
26	乳幼児健康診査の充実	4か月児、10か月児を対象に、医療機関で健康診査を実施し、異常の早期発見、必要に応じた適切な保健指導を実施します。また、未受診者に通知し、受診の勧奨に努めます。 1歳6か月児及び3歳6か月児を対象に、保健センターで健康診査を実施し、異常の早期発見、必要に応じた適切な保健指導を実施します。また、未受診者に通知し、受診の勧奨に努めます。 これらの乳幼児健康診査を通じ、子育てに関する悩みなどにも早期に対応できるよう、健診項目や担当者の充実を図ります。	保健センター
27	健康づくり推進員活動の支援	みんなで支える健康づくりをめざし、「いきいき健康教室」で健康づくりのリーダーとしての健康づくり推進員の育成に努めるとともに、市民の健康づくりの推進活動を津市健康づくり推進連絡協議会に委託し、健康づくりの啓発に努めます。	保健センター
28	母子保健推進員活動（子育て支援ボランティア活動）の充実と活用 【再掲目標Ⅴ】	子育てを支援するボランティアとして活躍する母子保健推進員を育成し、活用を図ります。 母子保健推進員は市内各地域の対象となる家庭を訪問することにより、母子保健制度についての説明、妊娠中の心配事、育児の相談等を実施します。 また、子育てひろば「エンジェル」等の開催により、乳幼児を持つ保護者の交流の場を提供します。	保健センター
29	食生活改善推進員活動の支援	「栄養教室」で食生活改善のリーダーとして食生活改善推進員の育成に努めるとともに、推進員が地域で食を通じた健康づくり活動ができるよう支援します。また、協議会の自主的な活動を支援します。	保健センター
30	健康教育の充実	生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らつくる」という認識と自覚を高め、若い頃から健康づくりに努められるよう健康教育を実施します。	保健センター
31	健康相談の充実	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てることを目的に実施します。	保健センター
32	訪問指導の充実	保健師や看護師・栄養士などが健康管理上必要と判断される方や家族に対し訪問し、生活習慣病の予防など、自立した生活が送れるよう指導や相談に応じます。	保健センター

No.	事業名	事業概要等	課名
33	こころの健康づくりに関する意識の普及・啓発	こころのサロン、訪問指導や電話相談、関係機関の紹介を行います。	保健センター
34	健康診査、各種がん検診の充実	医療保険を持たない市民及び39歳以下の市民を対象に健康診査を行います。また、がん予防の啓発と早期発見のため40歳以上（子宮がんは20歳以上、乳がんは30歳以上）の市民を対象に各種がん検診を行います。これらの結果から、日頃の生活習慣を見直すきっかけづくりとなる支援を行います。	保健センター
35	介護予防事業の充実	介護予防に関する知識の普及と、介護予防に取り組むきっかけづくりを目的とした事業を行います。	保健センター
36	小児救急医療の充実 【再掲目標Ⅴ】	近年の核家族化などの社会情勢の変化や共働き夫婦の増加など、保護者の状況の変化にともない、子どもの異常に夜間でないと気づかない場合が増えてきているため、夜間こども応急クリニックにおける小児救急医療体制の充実を図ります。	保健センター
37	メンタルヘルス事業の推進	勤労者の自殺などメンタルヘルスに係る問題が増加している一方、中小企業においてはその対策が十分図れない、企業にある相談室には行きづらいことから、専門のカウンセラーによる相談事業を開催します。	商業労政振興課
38	学校における健康教育の推進	児童・生徒の発育、発達過程に応じた正しい性に関する教育を推進するため、計画的な健康・性教育の指導を行います。	教育研究支援課
39	エイズ、性感染症、薬物などについての正しい知識の普及及び啓発	中勢少年サポートセンター等関係機関との連携のもと、中学校における薬物乱用防止教室に協力し、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止に向けた取組を推進します。 また、薬物クリーンみえ推進キャンペーン、薬物乱用の撲滅をめざす県民総決起集会等と連携して、薬物乱用の未然防止の啓発に努めるとともに、街頭指導活動による薬物乱用少年の早期発見に努めます。	生涯学習課



第4章

計画の進め方

～計画を効果的に、かつ着実に進めるために～

1 男女共同参画推進体制の充実

男女が支え合い、いきいきと暮らせるまち「津」を実現するためには、男女の人権が尊重され、職場、学校、地域、家庭などあらゆる場で、一人ひとりが社会の重要な構成員として、さまざまな活動に参画し、心豊かな毎日を過ごすことが必要です。

それぞれの個性と能力を認め合い、その力を十分発揮できるよう、市民や事業者と行政とが一体となって、「津市男女共同参画基本計画」を効果的に、かつ着実に進めるため、推進体制の充実を図ります。

(1) 津市男女共同参画審議会

津市男女共同参画推進条例第14条により、公募による市民や学識経験者、国や県の関係機関の職員などで構成される「津市男女共同参画審議会」を設置し、その機能の充実を図ります。

この審議会は、市長の諮問により、男女共同参画基本計画の策定及び変更に関する事項、並びに施策の進捗状況、その他男女共同参画の推進に関する事項を審議し、意見を述べ、評価を行います。

(2) 津市男女共同参画推進会議

副市長を会長とし、関係する部長級職員、課長級職員、及び担当職員で構成された「津市男女共同参画推進会議」を設置し、各部局が連携するとともに、それぞれの施策策定や実施を男女共同参画の視点で行い、より充実した推進体制で進めます。

2 市民及び男女共同参画推進団体との協働による推進

(1) 啓発活動の充実

市民や市内各地域で活動する男女共同参画推進団体との協働により、啓発活動を充実させ、市内各地域での男女共同参画の着実な推進をめざします。

(2) 市民の意見の反映

ホームページや情報紙等で施策や施策の進捗状況を毎年度公表し、市民の声をいただき、反映させながら、効果的に推進します。



第5章

基本計画期間中の目標の設定

第5章

基本計画期間中の目標の設定

基本計画を実効あるものにするために、施策の目標を設定します。

平成24年度までの基本計画期間中の目標達成をめざして、その進捗状況を調査し、推進に向けて積極的に取り組みます。

基本目標



「男女共同参画意識の高揚に向けた啓発」

【施策】

No.	事業名	事業概要等	数値目標	課名
4	地域情報センターの活用促進	「IT研修室」及び「IT市民広場」に設置のパソコンを利用いただくことにより、情報リテラシーの向上等を支援します。	利用（相談）者 6,764人を9,000人に	情報企画課
7	市民人権講座の充実	地域において人権問題に対しリーダーシップを発揮できる人材を育成し、女性問題をはじめあらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。	人権問題講演会と 市民人権講座の入 場者数の合計が 3,000人	人権課
8	人権問題講演会の充実	市民の人権に対する理解を深め、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすとともに、基本的人権を尊重する意識の高揚を図るため、講演会を開催します。	人権問題講演会と 市民人権講座の入 場者数の合計が 3,000人	人権課
11	男女共同参画セミナーの充実	市民を対象としたセミナーや講座を通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	開催年1回を3回に 参加者20人を60人 に増	男女共同参画室
26	男性のための料理教室等の充実	講座を通じて、これまで、主に女性によって担われてきた家庭責任（料理等）や地域での活動に、男性もともに担っていく必要があることを啓発し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	公民館講座参加者 割合8.8%を9.5%に	生涯学習課 （公民館）

基本目標



「政策・方針決定の場における男女共同参画」

【施 策】

No.	事業名	事業概要等	数値目標	課名
1	審議会等への女性の登用推進	市が設置する審議会等について、女性の登用状況の把握を行うとともに、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため、参画が少ない女性の登用率が30%を超えるよう、各々の委員会への女性の登用を推進します。	女性委員の割合30%以上に 男女委員の均衡を図る	全 庁 行 政 経 営 課
6	男女共同参画セミナーの充実 【再掲目標Ⅰ】	女性リーダーの育成と、女性の社会参画の促進を図るため、市民を対象とした講座を充実し、女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行うとともに、女性のチャレンジ支援を行います。	開催年1回を3回に 参加者20人を60人に増	男女共同参画室
8	家族経営協定の締結・認定農業者（共同申請）の促進	女性の農業経営への参画を促進し、女性の農業経営者としての位置付けを明確化するため、家族経営協定の締結、認定農業者への共同申請の促進に努めます。	家族経営協定数29組を34組に 共同申請数4組を6組に	農林水産政策課

基本目標



「教育・学習の機会及び場における男女共同参画」

【施 策】

No.	事業名	事業概要等	数値目標	課名
1	地域情報センターの活用促進 【再掲目標Ⅰ】	「IT研修室」及び「IT市民広場」に設置のパソコンを利用いただくことにより、市民のIT学習活動への参加を支援します。	利用（相談）者 6,764人を9,000人に	情報企画課
2	市民人権講座の充実 【再掲目標Ⅰ】	地域において人権問題に対しリーダーシップを発揮できる人材を育成し、女性問題をはじめあらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を充実します。	参加者増 人権問題講演会と 市民人権講座の入 場者数の合計3,000人	人 権 課
5	男女共同参画セミナーの充実 【再掲目標Ⅰ、Ⅱ】	女性リーダーの育成と女性の社会参画の促進を図り、学習機会を提供するため、市民を対象とした講座を充実します。	開催年1回を3回に 参加者20人を60人に増	男女共同参画室
14	男性のための料理教室等の充実 【再掲目標Ⅰ】	講座を通じて、これまで、主に女性によって担われてきた家庭責任（料理等）や地域での活動に、男性もともに担っていく必要性があることを啓発し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	公民館講座参加者 割合8.8%を9.5%に	生涯学習課 （公民館）
16	公民館の活用促進	生涯学習活動や地域活動など多様な市民活動の場となる公民館の利用の促進を図ります。	公民館講座参加者 割合8.8%を9.5%に	生涯学習課

基本目標

Ⅳ

「働く機会及び場における男女共同参画」

【施 策】

No.	事業名	事業概要等	数値目標	課名
3	男女共同参画セミナー（チャレンジセミナー）の充実 【再掲目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】	女性リーダーの育成と、女性のさまざまな参画や再就労の促進を図るため、セミナーや講座を充実します。	開催年1回を3回に参加者20人を60人に増	男女共同参画室
5	延長保育事業の充実	保護者の就労形態の多様化などに対応するため、29か所の保育所で午後7時までの延長保育を実施します。	29か所を32か所に	こども家庭課
6	休日保育事業の充実	保護者の日曜日や祝日の就労に対応し、保育に欠ける児童を私立保育所1か所で保育します。	1か所を2か所に	こども家庭課
10	子育て支援人材データベース登録制度の実施	津市が行う保育や子育て関係事業に携わる人材を登録し、事業の状況に応じて人材の能力を活用します。	子育て支援モデル団体・個人数を3,000件に	こども総合支援室
21	家族経営協定の締結・認定農業者（共同申請）の促進 【再掲目標Ⅱ】	女性の農業経営への参画を促進し、女性の農業経営者としての位置付けを明確化するため、家族経営協定の締結、認定農業者への共同申請の促進に努めます。	家族経営協定数29組を34組に 共同申請数4組を6組に	農林水産政策課

基本目標

V

「地域・家庭における男女共同参画」

【施 策】

No.	事業名	事業概要等	数値目標	課名
2	地域情報センターの活用促進 【再掲目標Ⅰ、Ⅲ】	「IT研修室」及び「IT市民広場」に設置のパソコンを利用いただくことにより、情報リテラシーの向上等を支援します。	利用（相談）者6,764人を9,000人に	情報企画課
3	地域におけるコミュニティづくりとNPO等との連携推進	市民活動センターにおいて、コミュニティ情報や行政情報の提供を行い、様々な地域活動を行うコミュニティ団体を支援します。	自治会加入率91%を96%に NPO団体数106団体を120団体に	市民交流課

No.	事業名	事業概要等	数値目標	課名
4	市民センター・会館、市民活動センターの活用促進	自主グループの活動やNPO団体の活動の拠点として、また、地域活動の拠点として、市民センター及び地区会館等の施設利用の促進を図ります。	市民活動センター利用者数 31,799人を35,000人に登録団体 266団体を300団体に	市民交流課
6	ワイワイガヤガヤフェスタの開催と参加促進	市民と外国人居住者の交流、また、外国人居住者同士の交流を目的として、互いの文化に触れ、参加者と来場者がともに参画する場を設けます。	国際交流ボランティア登録者数 48人を80人に	国際・国内交流室
7	「国際交流デー」事業の実施と参加促進	外国人居住者と市民の交流を図ることを目的とした「国際交流デー」を開催し、広く諸外国を紹介するとともに、姉妹都市（オザスコ市）及び友好都市（鎮江市）との交流事業と併せて実施し、諸外国への市民の関心を深めるとともに外国人居住者と市民の相互理解を図ります。	国際交流ボランティア登録者数 48人を80人に外国人居住者への生活オリエンテーション実施回数20回を30回に	国際・国内交流室
9	家庭内での男女共同参画意識づくりの促進	市民人権問題講演会などあらゆる機会を通じて、家庭内での男女共同参画意識づくりの促進を図ります。	人権問題講演会と市民人権講座の入場者数の合計が 3,000人	人権課
12	男女共同参画セミナーの充実 【再掲目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ】	市民を対象としたセミナーや講座を通じて、地域住民の男女共同参画意識の高揚を図り、男女共同参画を促進します。	開催年1回を3回に参加者20人を60人に増	男女共同参画室
22	保育サービスの充実	延長・休日・障がい児・一時・特定など各保育所事業など保育サービスの充実に努めます。	特別保育実施園数 延べ51か所を60か所に	こども家庭課
24	母子・寡婦等福祉事業の充実	一人親家庭の児童に小学校入学時と中学校卒業時に祝品を支給します。 生活の安定と児童の福祉向上のため、子育てや生活に関する各種情報の提供を行います。また、母子家庭等の就業に関し、母子自立支援プログラム策定員が、ハローワークと連携して就業相談を行います。	母子自立支援プログラム策定件数を 30件に	こども家庭課
25	子育て支援ボランティアの活用促進	子育てを支援するボランティアを育成するとともに、子育て支援ボランティアとして活躍する人材確保と活用を促進します。	子育て支援モデル団体・個人数を 3,000件に	こども総合支援室
26	地域子育て支援サポーター養成講座の充実	地域において「子育てのパートナー」となって、子育て支援をしていただくボランティアの養成講座を充実します。	子育て支援モデル団体・個人数を 3,000件に	こども総合支援室
31	介護給付の実施	ホームヘルプサービス、ショートステイ、生活介護等の介護の支援に対し給付を行います。	障害者自立支援法に基づく指定事業所数 152ヶ所を 161ヶ所に	障がい福祉課
32	訓練等給付の実施	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム等の訓練等の支援に対し給付を行います。	障害者自立支援法に基づく指定事業所数 152ヶ所を 161ヶ所に	障がい福祉課

No.	事業名	事業概要等	数値目標	課名
33	介護保険居宅サービス基盤整備	平成18年4月の介護保険制度の改正により、「高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、365日、24時間の介護の安心を提供するサービス」として、「地域密着型サービス」が創設され、市が事業者の指定及び指導・監査を行っています。	地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護）事業所数現在1ヶ所を7ヶ所に	介護保険課
38	母子保健推進員活動（子育て支援ボランティア活動）の充実と活用	子育てを支援するボランティアとして活躍する母子保健推進員を育成し、活用を図ります。 母子保健推進員は市内各地域の対象となる家庭を訪問することにより、母子保健制度についての説明、妊娠中の心配事、育児の相談等を充実します。	ヘルスボランティア数1,113人を1,200人に（ヘルスボランティア：母子保健推進員、健康づくり推進員、食生活改善推進員）	保健センター
42	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（バリアフリーの実施）	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に努めます。 また、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての市民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざし、公共建築物等のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化に努めます。	津新町駅構内エレベータ設置等バリアフリー化の促進	交通政策課
45	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（バリアフリーの実施）	「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、公共建築物等のバリアフリー化に努めます。さらに、「津市交通バリアフリー基本構想」に基づき、公共交通機関を利用する高齢者、身体障がい者等の移動における身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図ります。	津駅東西連絡通路エレベータ設置の検討	建設維持課
46	子育て支援ボランティアの活用	子育てを支援するボランティアを育成するとともに、子育て支援ボランティアとして活躍する人材確保と活用を図ります。	子育て支援コーディネーターの活用73.7%を100%に	教育研究支援課
47	幼稚園における子育て支援の充実	子育てに対する学習や交流を行うことができるよう、余裕保育室を活用した「未就園児親子登園日」、「園庭開放日」や幼稚園からの情報発信、学習機会の提供を通じ、家庭における子育て支援を充実します。	未就園児の会設置率72.9%を100%に	教育研究支援課
50	放課後児童対策の充実	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	補助対象児童クラブ35ヶ所を38ヶ所に71人以上のクラブの解消	生涯学習課
51	公民館の活用促進【再掲目標Ⅲ】	生涯学習活動や地域活動など多様な市民活動の場となる公民館の利用の促進を図ります。	公民館講座参加者割合8.8%を9.5%に	生涯学習課

基本目標



「あらゆる暴力等の防止」

【施 策】

No.	事業名	事業概要等	数値目標	課 名
7	女性のための法律相談事業の充実	女性の身の回りの様々な問題に対し、女性弁護士が面接により相談を受け、適切な対応をします。	開催年6回を12回に	男女共同参画室
17	愛の声かけ運動の拡充（少年非行の未然防止）	津市青少年センターを活動拠点としながら、地区育成指導委員会による育成指導、非行防止活動、環境浄化活動を行うとともに、関係機関・団体との連携強化、迅速な対応を目的として青少年サポート会議を設置します。また、広く市民各層や地域における関心を高めるため、広報津、インターネットを利用した広報活動を行います。	愛の声かけ運動（センター・中央街頭指導）5,962件を7,000件に 愛の声かけ運動（地区街頭指導）469件を600件に	生涯学習課

基本目標



「生涯を通じた心身の健康づくり」

【施 策】

No.	事業名	事業概要等	数値目標	課 名
2	スポーツ・レクリエーションの推進	市民がスポーツ・レクリエーションを通じて生き生きとした健康的な生活をおくるために、スポーツ・レクリエーションへのきっかけづくりとなる教室や大会を開催します。 また、各小学校区にある体育振興会が、地区住民のスポーツ・レクリエーション振興のために行う運動会やハイキングなどの事業を支援します。	スポーツ教室参加者数564人を850人に スポーツ指導者登録数107人を140人に	スポーツ振興課
8	老人クラブ事業の促進	概ね60歳以上の方が地域で自主的に組織するクラブで、スポーツやレクリエーション活動を通じて相互の親睦、健康の増進を図るとともに、各種講座や教室活動を行い、教養を高め、生きがいの創出や地域社会との交流を深めます。	老人クラブ会員数27,008人を36,000人に	高齢福祉課
14	介護給付の実施【再掲目標V】	ホームヘルプサービス、ショートステイ、生活介護等の介護の支援に対し給付を行います。	障害者自立支援法に基づく指定事業所数152ヶ所を161ヶ所に	障がい福祉課

No.	事業名	事業概要等	数値目標	課名
15	訓練等給付の実施 【再掲目標V】	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム等の訓練等の支援に対し給付を行います。	障害者自立支援法に基づく指定事業所数152ヶ所を161ヶ所に	障がい福祉課
17	介護保険居宅サービス基盤整備 【再掲目標V】	平成18年4月の介護保険制度の改正により、「高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けることができるよう365日、24時間の介護の安心を提供するサービス」として、「地域密着型サービス」が創設され、市が事業者の指定及び指導・監査を行っています。	地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護）事業所数現在1ヶ所を7ヶ所に	介護保険課
27	健康づくり推進員活動の支援	みんなで支える健康づくりをめざし、「いきいき健康教室」で健康づくりのリーダーとしての健康づくり推進員の育成に努めるとともに、市民の健康づくりの推進活動を津市健康づくり推進連絡協議会に委託し、健康づくりの啓発に努めます。	ヘルスボランティア数1,113人を1,200人に (ヘルスボランティア：母子保健推進員、健康づくり推進員、食生活改善推進員)	保健センター
28	母子保健推進員活動（子育て支援ボランティア活動）の充実と活用 【再掲目標V】	子育てを支援するボランティアとして活躍する母子保健推進員を育成し、活用を図ります。 母子保健推進員は市内各地域の対象となる家庭を訪問することにより、母子保健制度についての説明、妊娠中の心配事、育児の相談等を実施します。 また、子育てひろば「エンジェル」等の開催により、乳幼児を持つ保護者の交流の場を提供します。	ヘルスボランティア数1,113人を1,200人に (ヘルスボランティア：母子保健推進員、健康づくり推進員、食生活改善推進員)	保健センター
29	食生活改善推進員活動の支援	「栄養教室」で食生活改善のリーダーとして食生活改善推進員の育成に努めるとともに、推進員が地域で食を通した健康づくり活動ができるよう支援します。また、協議会の自主的な活動を支援します。	ヘルスボランティア数1,113人を1,200人に (ヘルスボランティア：母子保健推進員、健康づくり推進員、食生活改善推進員)	保健センター
30	健康教育の充実	生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らつくる」という認識と自覚を高め、若い頃から健康づくりに努められるよう健康教育を実施します。	普段から健康に気をつけている人の割合72.2%を80%に	保健センター
34	健康診査、各種がん検診の充実	医療保険を持たない市民及び39歳以下の市民を対象に健康診査を行います。また、がん予防の啓発と早期発見のため40歳以上（子宮がんは20歳以上、乳がんは30歳以上）の市民を対象に各種がん検診を行います。これらの結果から、日頃の生活習慣を見直すきっかけづくりとなる支援を行います。	乳がん検診受診率16.4%を20%に	保健センター

参考資料

- * 津市男女共同参画審議会委員名簿
- * 津市男女共同参画基本計画策定経過
- * 津市男女共同参画都市宣言
- * 津市男女共同参画推進条例
- * 男女共同参画社会基本法
- * 男女共同参画に関する国内外のあゆみ
- * 用語解説

津市男女共同参画審議会委員名簿（敬称略50音順）

平成20年3月31日現在

No.	氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 等	選 定 分 野	
1	岡 本 祐 次	元津市立三重短期大学長	学 識 経 験 者	会 長
2	阪 野 優		一 般 公 募	
3	阪 本 翠	津市子ども会育成者連合会監査委員	地 域 活 動 団 体 （社会教育）	
4	佐 野 すま子	J A津安芸女性部	労 働 関 係 （農林業就労者）	
5	土 川 禮 子	元津市教育委員長	学 識 経 験 者	副 会 長
6	中 湖 喬	津市自治会連合会監事	地 域 活 動 団 体 （自治会）	
7	中 島 則 子	三重労働局雇用均等室長	関 係 行 政 機 関	
8	野 田 能 子	津市民生委員・児童委員連合会副会長	地 域 活 動 団 体 （福 祉）	
9	長谷川 智 雄	三重県生活部総括室長 （人権・男女共同参画・文化分野）	関 係 行 政 機 関	
10	藤 谷 増 郎	津商工会議所常務理事	労 働 関 係 （事 業 者）	
11	前 野 深 雪		一 般 公 募	
12	松 井 テルミ		一 般 公 募	
13	山 中 真由美	連合三重津地域協議会女性委員会事務局長 （松下電工(株)労働組合津支部執行委員）	労 働 関 係 （就 労 者）	
14	吉 田 壽	津地区医師会会長	医 療 ・ 保 健 関 係	

津市男女共同参画基本計画策定経過

年月日	男女共同参画審議会・計画検討委員会	庁内推進会議・幹事会	その他
平成19年 (2007年) 5月30日		第1回津市男女共同参画推進会議・幹事会 ・津市男女共同参画推進会議の概要 ・津市男女共同参画基本計画策定に向けた取組について ・計画策定のスケジュールについて ・調査班の設置について	
5月31日	第1回審議会 ・津市男女共同参画審議会委員委嘱式 ・津市男女共同参画審議会の概要について ・津市男女共同参画基本計画の策定について ・計画策定のスケジュールについて	7月3日 第1回調査班会議 ・各課の男女共同参画施策について	7月 ・男女共同参画に関する市民意識調査の実施
9月10日	第1回計画検討委員会 ・男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要について ・津市男女共同参画基本計画に盛り込む内容について		
10月5日	第2回計画検討委員会 ・津市男女共同参画基本計画に盛り込む内容について ・基本計画の体系について		
10月22日	第2回審議会 ・男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要について ・津市男女共同参画基本計画に盛り込む内容について ・基本計画の体系について		
12月25日	第3回計画検討委員会 ・津市男女共同参画基本計画の体系について ・津市男女共同参画基本計画の素案について		12月 ・各課男女共同参画に関する施策調査
平成20年 (2008年) 1月9日	第3回審議会 ・津市男女共同参画基本計画の体系について ・津市男女共同参画基本計画の素案について		
1月15日		第2回津市男女共同参画推進会議幹事会 ・津市男女共同参画基本計画の素案について ・今後のスケジュールについて	
1月16日		第2回津市男女共同参画推進会議 ・津市男女共同参画基本計画の素案について ・今後のスケジュールについて	
2月7日～ 3月7日			・津市男女共同参画基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施
3月18日	第4回計画検討委員会 ・津市男女共同参画基本計画（案）に対するパブリックコメントについて ・津市男女共同参画基本計画（案）に関する答申について		3月 ・各課男女共同参画に関する施策調査
3月26日	第4回審議会 ・津市男女共同参画基本計画（案）に対するパブリックコメントについて ・津市男女共同参画基本計画（案）に関する答申について		
3月31日	・津市男女共同参画基本計画についての答申提出		

津市男女共同参画都市宣言

私たち津市民は、男女がともに、豊かな自然と文化を育み、男女共同参画が推進される魅力あるまち「津」を築くため、次の基本理念に立ち、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 男女がともに、それぞれの性と人格を尊重しあい、互いを思いやるまち「津」をめざします。
- 1 男女がともに、一人ひとりの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるまち「津」をめざします。
- 1 男女がともに、一人の人間として自立し、生き生きと暮らせるまち「津」をめざします。
- 1 男女がともに、平和な社会を願い、友情の輪を世界へ広げるまち「津」をめざします。

平成19年 3 月29日制定

津市男女共同参画推進条例

平成19年3月30日公布・施行

男女は、性別にかかわらず「法」の下に平等であり、私たちは、男女が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方の選択ができるまち「津」づくりに努めていかなければならない。

また、国際化、情報化、少子高齢化など社会の急激な環境変化に対応するためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を実現することが課題となっている。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識など男女共同参画社会の実現を妨げる要因はいまだ存在している。このことから、男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において、本市、住民等及び事業者といったすべての者が積極的に男女共同参画の推進に取り組む必要がある。

ここに、私たちは、当該すべての者が協力・連携して社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進し、男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、住民等及び事業者の目指すべき姿及び役割を明らかにするとともに、本市が行う施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって、相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や親密な関係にある者に対して身体的又は精

神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

- (5) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、本市の男女共同参画都市宣言を踏まえた、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。
- (3) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。

(目指すべき姿)

第4条 本市、住民等及び事業者は、男女共同参画の推進に当たり、次の事項を男女共同参画社会の目指すべき姿として、その達成に努めるものとする。

- (1) 職場における男女共同参画

- ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進、解雇等について性別を理由とする差別のない職場環境であること。
- イ 男女が、仕事と家庭その他の活動とを両立させることができる職場環境であること。
- ウ 男女の身体的・精神的諸問題に対応でき、かつ、妊娠・出産期、更年期等の女性の生涯にわたる各段階に応じた適切な健康管理が行われる職場環境であること。
- エ セクシュアル・ハラスメントのない安心して仕事をすることができる職場環境であること。
- オ その他男女共同参画が推進される職場環境であること。

- (2) 学校における男女共同参画

- ア 性別による固定的な役割分担意識に捕らわれず、それぞれの個性や人権を大切にする子供が育つ学校であること。

イ その他男女共同参画が推進される学校であること。

(3) 地域における男女共同参画

ア 性別による固定的な役割分担意識に捕らわれた慣習、慣行等の制約が男女の相互理解によって克服され、それぞれの行動や考え方が尊重されるとともに、男女が共に意思決定の場に参画することができる地域であること。

イ 男女の人権が尊重され、差別なく平等に諸活動に参加し、その企画や実践にかかわれる地域であること。

ウ 女性の積極的な参画により、その多様なリーダーシップが発揮できる地域であること。

エ その他男女共同参画が推進される地域であること。

(4) 家庭における男女共同参画

ア 性別による固定的な役割分担意識に捕らわれず、男女が協力し合い、それぞれの個性を尊重し、「その人らしさ」が大切にされる家庭であること。

イ その他男女共同参画が推進される家庭であること。

(本市、住民等及び事業者の役割)

第5条 本市は、その実施するあらゆる施策について、地域の特性を踏まえ、男女共同参画の視点に立って総合的に策定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たさなければならない。

2 住民等は、男女共同参画について理解を深め、家庭や地域など社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。

3 事業者は、男女共同参画について理解を深め、その事業活動において男女共同参画の推進に寄与し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止等)

第6条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど性別による権利侵害行為

2 本市は、前項に掲げる行為及びこれらの行為を助長する行為並びに男女共同参画を阻害

する行為の防止について、必要な啓発活動を行うものとする。

(施策の策定及び実施)

第7条 本市は、第5条第1項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び三重県並びに住民等及び事業者と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。

3 住民等及び事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、住民等及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

4 市長は、第14条に規定する津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、基本計画を策定しなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の収集等)

第9条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、必要な情報の収集、調査、研究等を行うものとする。

2 本市は、住民等及び事業者の男女共同参画の推進に関する施策についての理解を促進するため、必要な情報の提供など啓発活動を行うものとする。

(相談に対する対応)

第10条 本市は、男女共同参画を阻害する問題に関する相談を受けた場合は、関係機関と連携を図り、必要と認めるときは、審議会の意見を聴いて適切に対応するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第11条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(施策の実施状況等の公表)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する主要な施策の実施状況等を毎年度公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第13条 本市は、関係部局の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、庁内における推進体制を整備し、及び充実に努めなければならない。

(審議会の設置等)

第14条 男女共同参画の推進に関する施策の円滑かつ効率的な推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関する事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、同項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 公募による者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないようにするものとする。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第18条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第14条第2項に規定する所掌事項のうち特定の事項を調査研究するため、審議会に部会を置くことができる。

5 審議会の庶務は、市民部において処理する。

6 第14条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され

ることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める

附 則 (略)

男女共同参画に関する国内外のあゆみ

年	世界（国連）	日 本	三重県	津市
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画 推進本部」設置 ・総理府に「婦人問題担当 室」設置		
昭和52年 (1977年)		・「国内行動計画」策定		
昭和54年 (1979年)	・「女子差別撤廃条約」採択		・「三重県婦人対策の方向」 (県内行動計画) 策定	
昭和55年 (1980年)	・「国際婦人の十年」中間年 世界会議開催 (コペンハーゲン)	・「女子差別撤廃条約」署名		
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の十年」世界会 議開催 (ナイロビ) ・「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」 公布 (S61年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准		
昭和62年 (1987年)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定	・「みえの第2次行動計画 －アイリスプラン」策定	・旧津市／「津市婦人関係行政推進連絡 会議」設置
昭和63年 (1988年)				・旧津市／企画調整課に婦人問題担当を 設置
平成2年 (1990年)	・「ナイロビ将来戦略勧告」 採択			・旧津市／「津市婦人問題懇話会」設置
平成3年 (1991年)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」第一次 改定		・旧津市／「津市婦人の行動計画」策定 ・旧津市／第1回みえ女性文化祭（三重 県と共催）
平成4年 (1992年)		・「育児休業等に関する法 律」施行		
平成5年 (1993年)	・世界人権会議開催 (ウィーン) ・「女性に対する暴力の撤廃 に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」 施行		・旧津市／第1回津市女性のつどい「ま ほろば」開催
平成6年 (1994年)		・総理府に男女共同参画 室、男女共同参画審議 会、男女共同参画推進 本部を設置	・三重県女性センター開館	・旧津市／第2回津市女性のつどい「ま ほろば」開催 ・（6月）旧河芸町／第1回女性のつどい 開催
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議開催 (北京) ・第4回世界女性会議行動綱 領及び北京宣言を採択	・「育児・介護休業法」施 行 ・「ILO第156号条約」批准	・「みえの男女共同参画推 進プラン－アイリスプ ラン21」策定（第3次）	・（2月）旧津市／第3回女性のつどい 「まほろば」開催 ・（4月）旧津市／女性行政室を設置 ・（8～9月）旧津市／NGOフォーラム 北京'95参加及び鎮江市と の交流 ・（9月）旧津市／男女共同参画都市宣言 を行う
平成8年 (1996年)		・「男女共同参画2000年プ ラン」策定		・（1月）旧津市／第4回男女のつどい 「まほろば」開催 ・（2月）旧河芸町／第2回女性のつどい 開催 ・（3月）旧津市／「アクションプログラ ム21－津市男女共同参画プラン 」策定 ・（3月）旧津市／情報紙「おれいす」創刊 ・（12月）旧河芸町／第3回女性のつどい 開催
平成9年 (1997年)				・（2月）旧津市／第5回「まほろば」開 催 ・（12月）旧河芸町／第4回女性のつどい 開催
平成10年 (1998年)			・アイリス21推進連絡会議 (アイリスネットワー ク) 設置	・（1月）旧津市／第6回「まほろば」開 催 ・（12月）旧河芸町／第5回女性のつどい 開催
平成11年 (1999年)		・「改正男女雇用機会均等 法」、「改正育児・介護休 業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本 法」施行	・女性課を男女共同参画 室に名称変更	・（2月）旧津市／第7回「まほろば」開 催 ・（8月）旧津市／「男性会議」（プレ日 本女性会議2000津）開催 ・（12月）旧河芸町／第6回女性のつどい 開催

年	世界（国連）	日 本	三重県	津市
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）政治宣言及び成果文書採択	・「男女共同参画基本計画」策定		・（1月）旧津市／第8回「まほろば」開催 ・（4月）旧津市／女性行政室を男女共同参画室に名称変更 ・（4月）旧久居市／市民課人権係を設置（男女共同参画） ・（6月）旧津市／プレ日本女性会議2000津「真珠の首飾り」開催 ・（11月）旧津市／「日本女性会議2000津」開催 ・（12月）旧河芸町／第7回女性のつどい開催
平成13年 (2001年)		・内閣府に男女共同参画局及び男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	・「三重県男女共同参画推進条例」施行 ・「三重県女性センター」を「三重県男女共同参画センター」に名称変更	・（1月）旧津市／第9回「まほろば」開催 ・（2月）旧津市／ポスト「日本女性会議2000津」開催 ・（4月）旧津市／「津市女性議会」開催 ・（4月）旧久居市／久居市男女共同参画プラン策定審議会設置 ・（11月）旧久居市／久居市男女共同参画社会づくり講演会開催 ・（12月）旧河芸町／第8回M&Wのつどい開催
平成14年 (2002年)		・「改正育児・介護休業法」施行	・三重県男女共同参画基本計画策定	・（1月）旧津市／「日本女性会議2000津」周年事業開催 ・（2月）旧津市／第10回「まほろば」（最終回）開催 ・（3月）旧久居市／久居市男女共同参画プラン策定 ・（4月）旧津市／津市男女共同参画推進条例施行 ・（4月）旧久居市／人権課男女共同参画係を設置 ・（6月）旧津市／津市男女共同参画審議会発足 ・（9月）旧久居市／久居市男女共同参画社会づくりパネルディスカッション開催 ・（11月）旧津市／男女共同参画フォーラム開催 ・（11月）旧久居市／情報紙「かざぐるま」創刊 ・（12月）旧河芸町／第9回M&Wのつどい開催
平成15年 (2003年)				・（3月）旧津市／津市男女共同参画基本計画策定 ・（12月）旧津市／津市男女共同参画基本計画前期実施計画策定 ・（12月）旧河芸町／第10回M&Wのつどい開催
平成16年 (2004年)		・「配偶者暴力防止法」改正 ・「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定		・（1月）旧久居市／久居市男女共同参画社会づくり講演会開催 ・（2月）旧津市／男女共同参画フォーラム開催 ・（4月）旧久居市／久居市男女共同参画推進条例施行 ・（7月）旧久居市／久居市男女共同参画推進条例制定記念講演会開催 ・（11月）旧津市／男女共同参画フォーラム開催 ・（12月）旧河芸町／第11回M&Wのつどい開催
平成17年 (2005年)	・北京+10（第49回国連婦人の地位委員会）	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「男女共同参画基本計画」（第2次）策定	・三重県男女共同参画基本計画第2次実施計画策定	・（6月）旧久居市／久居市男女共同参画社会づくり講演会開催 ・（11月）旧津市／全国男女共同参画宣言都市サミット in 津開催
平成18年 (2006年)				・（1月）市町村合併・新「津市」誕生 ・（7月）津市男女共同参画懇話会設置 ・（9月）情報紙「つばさ」創刊
平成19年 (2007年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行	・三重県男女共同参画基本計画改定	・（1月）男女共同参画フォーラム開催 ・（2月）男女共同参画フォーラム開催IN白山 ・（3月）津市男女共同参画都市宣言 ・（3月）津市男女共同参画推進条例施行 ・（5月）津市男女共同参画審議会設置 ・（12月）男女共同参画フォーラム開催
平成20年 (2008年)		・「改正パートタイム労働法」施行		・（7月）津市男女共同参画基本計画策定

用語解説

■育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の略。育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて経済や社会の発展に資することを目的としている。次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正された。平成17年4月1日施行。

■家族経営協定

家族一人ひとりが、無理せず楽しく農業をするために、みんなで農業経営や家庭生活のいろいろな面について話し合い、全員が経営に参加し、農業経営の確立や後継者の支援、女性農業従事者の地位向上をめざして、ルールを文書にして決めること。

■共同申請

家族経営協定を締結しており、そのルールを守るなど一定の要件が確認できた場合、市に提出する農業経営改善計画の共同申請者になることにより、認定農業者としてさまざまな支援措置を受けることができる。従来は、認定農業者として申請できるのは、家族の中で農業を主宰する一個人に限定されていたが、平成15年6月の「認定農業者制度の運用改善のためのガイドライン」が農林水産省から出され、共同経営を行っている同一世帯の複数の者が、共同申請し認定農業者になることができるようになった。

■次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行と家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対する対策の一環として、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超える事業者）の行動計画の策定を義務づけた法律。平成15年7月に制定。

次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講じ、社会全体で総合的に取り組むことと規定している。

■女子差別撤廃条約

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の略。1979年国連総会において採択された。条約は、政治、経済、社会、文化、その他あらゆる分野における性差別の撤廃をめざし、性別役割分担の見直しを強く打ち出している。

■セクシュアル・ハラスメント

性的な嫌がらせのこと。相手の意に反した性的な言動をし、それに対する対応によって、相手に不利益を与えたり、生活環境を害することをいう。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、その能力を十分発揮し、自分の意志によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されるとともに、社会的・文化的利益を受けることができ、かつ共に責任を担い合う社会。

■男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略。平成11年4月1日施行。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るため、募集・採用、配置・昇進について、女性に対する差別を禁止し、企業名公表制度の創設、調停制度の改善を行うなど、従来の男女雇用機会均等法を強化するとともに、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制の解消、母性保護に関する措置の充実などを盛り込んだ法律。

■ドメスティック・バイオレンス

配偶者や親密な関係にある者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、無視する、怒鳴る、脅かすなどの精神的暴力がある。

■パートタイム労働法

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の略。パートタイム労働者が我が国の経済社会で重要な役割を果たしていることから、その適正な労働条件の確保や教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを講ずることによって、パートタイム労働者が有する能力を有効に発揮することができるようにし、その福祉を増進するために制定された法律。

■パワー・ハラスメント

職場での上下関係・権利関係を利用する嫌がらせやいじめのこと。職権などの力を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、人権の尊厳を傷つける行為のこと。被害を受けた者の働く意欲をなくしたり、雇用不安を与える。

■ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザイン（計画・構想・設計）という意味で、ものづくりやまちづくりを行っていく上で、初めから「年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、全ての人に配慮されたデザイン」を基本として取り組む考え方のこと。

津市男女共同参画基本計画

～男女が支え合い、いきいきと暮らせるまちをめざして～

平成20年7月

発行／津市市民部男女共同参画室

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

電 話 059-229-3103

F A X 059-229-3366

E-mail 229-3103@city.tsu.lg.jp

